

平成22年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成22年6月14日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1	2番	岩科弘純君	(P13～P16)
No. 2	4番	藤田節夫君	(P17～P23)
No. 3	12番	上田秀人君	(P24～P38)
No. 4	9番	小林重夫君	(P39～P44)
No. 5	8番	徳田進君	(P45～P46)
No. 6	5番	金田裕二君	(P47～P55)
No. 7	1番	佐藤厚潮君	(P56～P60)
No. 8	15番	大石雪雄君	(P61～P70)

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 岩科弘純君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 森健一君	14番 後藤功君	15番 大石雪雄君
17番 鈴木宏始君	18番 高木信嘉君	

・欠席議員（1名）

16番 室井清男君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	秋田勝雄君	税務課長	大平一美君
参事兼 住民生活課長	森下富夫君	福祉課長	君島喜弘君
健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	金田昭二君	参事兼 上下水道課長	近藤富美雄君
参事兼 学校教育課長	真船秀典君	生涯学習課長	須藤清一君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	水野由次	庶務兼議事係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（高木信嘉君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（高木信嘉君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

16番室井清男君は、入院のため欠席の旨、届出がありました。

次に、執行部の依頼により一般質問に関する資料を配付しましたので、ご了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（高木信嘉君） 本日の日程は一般質問であります。質問は通告順に行います。

質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、議会運営確認事項で、答弁も含め1人につき約60分以内を原則とします。

それでは、通告第1、2番岩科弘純君の一般質問を許します。2番岩科弘純君。

◇2番 岩科弘純君

1. 子宮頸がんワクチンについての助成の可能性について

○2番（岩科弘純君） 通告順に従い一般質問をいたします。

私の質問事項は、子宮頸がんワクチンについて西郷村で、それに対して助成する可能性があるかについてお尋ねしたいと思います。子宮頸がんの発症率ですけれども、これは日本では年間約1万5,000人が子宮頸がん罹患します。そのうち約3,500人の方が死亡されるという、非常に悲惨な病気であるんですけれども、この子宮頸がんの特徴というのは、非常に若い世代の女性がかかるということです。普通、がんというと、もうちょっと高齢の方が発症することが多いんですけれども、子宮頸がんの発症率のピークは、なんと30代の女性ということになります。この30代の女性が子宮頸がんにかかりますと、かなり高率に死亡されるわけなんですけれども、非常に世代的に小さなお子さんを遺したまま死んでしまうという、非常に大変な状況になるわけですね。こういう恐ろしいがんでありますし、また発症率のピークが非常に若いということですから、結局この世代の女性は、いわゆる子宮がん検診を受けない、受診率が低い傾向にあります。この子宮頸がんに対しては、発症の原因はヒトパピロウイルスというウイルスの感染が原因であるということがほぼ分かっているわけなんですけれども、これが、ほぼ7割方ワクチンによって予防できるということが2006年にアメリカで分かって、アメリカでワクチンが開発され、その後世界で30か国以上、すべて公費負担ということで補助の下でワクチンを受けている状況です。このワクチンを打つと、大体3回接種するんですけれども、その効果は恐らく約20年は続くということで、これを打っておくと相当数子宮頸がんが減るわけです。このウイルスに

はいろんな型があって、全部が全部の子宮がんを予防するわけにはいかないのですけれども、このワクチンを打つと、おおよそ70%以上の子宮頸がんを予防することができるというふうに考えられています。たった一つワクチンで予防できるがんということで、非常にその効果は高いと思うんですけれども、この質問を出したことで村長さん、あるいは執行部、この病気について勉強していただけたと思うんですけれども、現在、国内や県内で、このワクチンの助成についていろいろ導入されたり、導入を検討している自治体が増えてきていると思いますけれども、そこら辺については県内、国内どのように把握されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 2番岩科弘純議員のご質問にお答えいたします。

お質しのように子宮頸がんワクチンにつきまして、前議会においてもご質問いただきました。どの程度の深みまで達してきたかということでございます。お質しのように、若年がかかりやすい、ピークが議員おっしゃられたとおり30代、本当に若い人が子どもを遺して亡くなる率が高い、誠に悲惨であるということが分かりました。そして、2008年においては年間1万5,000人が子宮頸がんとして診断され、3,500人が死んでいるそうでありまして、また、頸がんワクチンの有効性につきましては、7割程度、それも初交年齢が早くなっていますので、その前に接種しますと相当また高くなるだろうということも聞いております。更に、子宮全体は頸がん、それから本体があって、頸がんはPHV、パピロウイルス、更に本体の方はホルモンの異常ではないかといったことも聞いております。そして2006年以降、世界の100か国以上がワクチン接種に取り組んできた。更に国内においてはということでございまして、大玉村、そして大田原市が新聞紙上出ております。更に、大玉村は中学1年生特定されたということも聞いているところでございます。川俣町についても、中学生については視野に入れて、その対象時期、あるいは範囲、あるいは費用等については検討しているということも聞いているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君の再質問を許します。

○2番（岩科弘純君） 大田原市等が全額補助でやっていることは、新聞紙上でも皆さんご存じのことだと思いますけれども、近隣のところでは、例えば一部助成というやり方では浅川町が中学3年生の女性を対象に一部助成で接種を検討しているという話が入ってきています。また、すぐ隣の那須町ですね、ここは、やっぱり全額補助で今検討中だそうです。このワクチンはやっぱりかなり高額なんですね。具体的に申し上げますと、約5万円ぐらいというふうに言われているんですけれども、東白川郡の塙厚生病院で、これ3回接種で1回接種が1万5,000円というふうに決まりましたので、恐らく県南は医師会との折衝にはなると思うんですけれども、恐らく1人当たり4万5,000円ということになると思うんですね。これは、やっぱり若い世代、中学生ぐらいのお子さんを持った、これから養育に非常にお金がかかる世代にとっては、非常にづらい負担になると思うんですね。有効率はよく分かっているものですから、現在このワクチンはどういう人が、どういうふうに打っているかということ、実は医者

家庭が自分の身内に打ったり娘に打ったりということは、よくやっているようなんですけれども、そういう一部の人間だけが恩恵を被るとするのは非常に好ましいことではありませんから、高額ワクチンでありますし、是非西郷村で助成を検討してほしい。人に優しい西郷村をつくるという村長さんの公約ですから、今までいろいろな積み立てもされてきましたけれど、第3期目に当たって積み立てたお金を将来の子どもたちにとって是非有効に使っていただきたい。これは、医療コストから見ても非常にリーズナブルなものであって、子宮頸がんが1人発症すると、もう、いろんな費用は莫大なものになるわけですから、非常にこのワクチンは有効性高いことから考えても、是非検討してほしいと思うんですね。万が一予算がないということであれば、必要なところにお金を回し、必要でないところはやっぱり削るという取捨選択をしていただきたい。例えば、住民健診の中で心電図をとる、とらないなんていう話がありましたけれども、安静時に心電図をとっても、要するに普通にじっとしているときに心電図をとっても、その心電図で病気を見つけることというのはほとんど不可能なんですね。だから、特定健診では心電図をやめましょうと。ただ、いろんな事情で、ちょっとでも、たとえ1万分の1だろうが10万分の1だろうが、病気の人が見つかる可能性があるのであれば心電図をやれという上田議員からのご指摘もありましたが、なんでもかんでも費用をかけていいことであれば、そういうこともあると思えるんですけれども、私としては心電図をやめてでも、仮に心電図をやめてでも子宮頸がんワクチンの方にお金を投入するべきだというふうには思います。私の意見はそうなんですけれども、西郷村で実際に助成金を出した場合、1万5,000円の3回、4万5,000円になると思いますが、全額補助のケースと部分補助のケースで、いったいどのぐらいの年間の費用が発生するのでしょうか、教えてください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 補助した場合の計算でございます。中学1年生というふうに特定いたしますと全数の約半分、男女比あります。110人で1万6,000円、ちょっと1万5,000円というふうにしませんでしたが、3回打って500万程度だろうというふうに思っております。部分的に出すかどうかといういろんな想定も今中されました。最終的に私は、法定の予防接種法施行令に引っかけてといいますか、そういった範囲に入ってきて、そして、これまで明らかになったものが議員おっしゃるとおり有効性が高いというふうになれば、そういった可能性も出てくるのではないかと。更には、医師会との調整、あるいは料金、実施期間等の話も具体的に進む可能性があるというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君。

○2番（岩科弘純君） 恐らく接種の仕方も個別接種と集団接種があるんですけれども、集団接種にした方が摂取率も高くなるし、あと、恐らく費用も少なくて済むんだと思うんですね。是非導入に向けて、公費助成導入に向けて検討をしていただきたいと思いますが、最後に、このワクチンに向かって村長の決意をお聞かせください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 考えにつきましては、お質しのとおり、今回子ども手当、いろいろ民主党出してきました。そして、どのように推移するかの根本の原因が議員お質しのとおり、少子高齢化についていかなる子育てといたしますか、あるいは若年性をどう手当するかということに思想があったらしいということが分かってきました。その一環として30代がピークだと、あるいは遺された子どもはというふうになりますと、親に勝るものはこれはほかにはないわけでございますので、当然今のお質しの医療のコスト、あるいは副作用、あるいは国の動向、あるいは基金、あるいは集団接種、実施期間、いろんなどころを含めて前向きに考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 2番岩科弘純君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇4番 藤田節夫君

1. 国道289号線真船地区の道路幅拡張と歩道の整備について
2. 福祉行政について

○4番（藤田節夫君） 4番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、はじめに、国道289号線真船地区の道路幅拡張と歩道の整備について伺います。甲子トンネルが開通しまして9月で2年目を迎え、交通台数も1日平均2,000台ということで、もう既に平均2,000台を計算すると、既に150万台近く車があの道路を利用しているということになっています。また、今後ますます交通量が増えることが予想されておりますけれども、皆さんも私も何度かここで質問していますけれども、真船地区の歩道、道路幅の拡張、その問題がそのままになっていると、村民が危険にさらされているということで、私もこの議会で何度も質問してまいし、質問の中で村から、県なり関係各省に強く要請して、一日も早く整備してほしいということを訴えてきたところでございます。また、直接県南事務所に行ってお話を聞いたり、更には村長もご存じでしょうけれども、平成19年には追原、川谷、芝原、折口4行政区で署名1,022名集まりましたけれども、県南建設事務所の所長に陳情に行ってきたということで、これまでの経過になっておりますけれども、去年の秋に測量が始まったと。あそこ測量をしていたことは皆さんご存じだと思うんですけども、そういった中で、ああ、ようやくこれから始まるんだなど、あそこ、ようやく着工してくれるんだなどというようなことは皆さん期待していたところなんですけれども、ところが、実際見てみると話が全然進んでいないみたいで、測量ただけで、あの先は何も予算も何も経過していないみたい状況なんですけれども、今まで村長、これまで村長もいつも言っていましたよね。もうすぐ出来るなんて、もうそこまで待てないとかというような感じでしたので、今までの経過と今後この先、早急にやってもらいたいんですけども、その経過と今後の見通しをお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

国道289号真船地区の道路拡張、経過と見通しでございます。これまで議員お質しのとおり、地域の代表、あるいは回数を重ねた陳情を私以外にもやっていただきました。誠にありがとうございます。おかげさまでということで、お話のとおり昨年からは測量に入りました。今年は引き続き繰越事業で残り真船地区から追原までの間、測量を今しているところでございます。そして、これまでの経過を踏まえまして、なるべく早く工事に入りたいということも先般、県南建設事務所との事業調整会議でも所長さんから、その旨が表明されたところであります。ただ予算につきましては、まだ明確にされませんでした。今年の事業費等につきましては、なかなか確保が難しい部分もあったやに聞いております。しかしながら、これまでの陳情、あるいは事業調整等から、ご指摘の部分につきましては早期にやるという意味が確認されております。同時に歩道と反対側、水路に蓋掛けをして、そして道路幅を拡幅していこうというこ

とが川谷まで全線を対象としてやられておりますので、現在もそういった意味で水路の部分的な補修、更に本来の真船地区から川谷へ向けての歩道につきましても、予算の確保を急いで整備にかかりたい、こういう表明がされたところでございますので、ご報告を申し上げます。

- 議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君の再質問を許します。
- 4番（藤田節夫君） 真船地区から追原入り口ということで今まではやってきたんですけども、これまでの経過だと真船地区入口から下折口のあの間約400メートルぐらいあるんですけども、あの間が一番、路肩もないということで、あの間を早急に拡張してほしいと、歩道を付けてほしいということでお願いした経過はあるんですね。実は今月7日の日に私もまた県南事務所の方に行って話をお伺いしてきたんですけども、現在のところは土地取得面積ですか、その辺の調査までは測量までは終わっているということですね。工事のめどは立っていないと、予算の関係上。立っていないということでしたけれども、測量が終わったのでこのまま放っておくことはないだろうと、危険な場所なことは重々理解をしているので、今後も努力をしていきたいというような回答でしたけれども、でも開通、分かる前から村長も当然、分かる前からあそこは危険だということを重々承知してきた中で、この開通により今はもうすごい大型の観光バス、更には流通、物流の流通で大型のトラックとかダンプ、更には何度も申し上げてますけれども、自衛隊の大型の150ミリ砲の大砲のあれを牽引していると、あれは12メートルあるんですよ、全長ね、そういったものが交通で利用しているわけですよ。今、子どもたちが自転車で中学生、高校生、あそこを通っている子がいます。何度も申し上げてますけれども、そのほかに皆さんもよく見ると思うんですけれども、4月、5月になると企業のウォークラリーというんですかね、自然の家に宿泊して、5～6人1組になって相当な数ですよ。ああいったことも実際毎年このところやられているわけですよ。そういった意味では、いつ、あそこで事故が起きても不思議じゃないというような状況は、本当に口が酸っぱくなるほど言っているんですけども、当然路肩もなく、今見てみると草がぼうぼう生えていまして、なおも狭く見えると。本当に危険の一言に尽きるんですけども、更には昨年ですか、さざなみ学園のバスがあそこで横転していると、自衛隊も入っているし、いっぱい飛び込んでいるんですね、あの辺、この間。そういった意味では村長も重々知っていると申しますけれども、まあ、これ私、県に予算が付いていないという、見通してないようなことを話してはいたけれども、ただ、やっていきたいということでは、この危険な箇所をいつまでも放っておくのかなと。私、あの4行政区で署名行動も行いましたけれども、西郷村としていろんな団体があるわけですね、交通対策の団体。先だっては、白河と下郷と西郷と、犯罪や事故、事件事故のない安全で安心して暮らせる地域づくりに関する協定が締結されておりますよね。これは県内でも初めてとというか、そういう協定が結ばれたんですけども、こういった団体にも呼びかけて、そういった団体と一緒にやっぱり陳情なりやっていくべきなんじゃないかなと思うんですよ。やっぱり一日でも早くあの箇所をなんとかしないと、犠牲が出てからではもう取り返

しが見つからないことになるわけですよ。そういった意味では、今後本当に、常にそういったことを村長の頭に置いておいて、いろんな関係各所を含めて訴えていったり要請して行ってほしいと思うんですけども、その辺のところをお聞かせください。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 全く同じ考えでございますので、今年出来ますように全力を挙げて県南建設と協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そういうことで、次に移らせていただきます。

次に、質問の二つ目として、福祉行政についてお伺いします。一つ目としては、子宮頸がん予防ワクチンの助成についてでありますけれども、先ほど2番議員の方からも質問が出ておりました。重複するところもあると思っておりますけれども、質問をしていきたいと思っております。子宮頸がんは、がんになる原因がほぼ特定できているということで、定期的な健診とワクチン接種で100%予防できる唯一のがんと言われております。最近では、テレビ、新聞等でも数多く報道されており、海外では、もう既に100か国以上で使用されていると。先進国の中では公費補助で接種していると、国によれば全額補助で接種しているところもあります。日本では、ようやく去年の10月にワクチンが承認され接種が始まっておりますけれども、この病気は先ほどから出ておりますけれども、20代から30代の若い女性の人に多く、ますます患者が増えている。この年代に亡くなるがんの病気としては一番多く、女性がかかるがんとしても乳がんに次いで多いと言われております。年間、先ほど申し上げましたけれども、1万5,000人、約1万5,000人ぐらいが発病して、その中でも3,500人の人が亡くなっていると。この子宮頸がんの原因は、性的行為によって感染するので、だれもが感染する可能性があると言われております。ワクチンを接種する年代は11歳から14歳が最も適していると言われておりますが、約半年で約3回接種する必要があり、費用が約4万から6万円と高く、このままでは予防接種する人も一部の人だけにとどまるのではないかと危惧されております。国会の方でも1月の参議院本会議の方で公費援助を検討することを表明してあったり、又は厚生労働省も、国が負担することで検討を始めたと言っております。政治の混迷で、いつ実現するかはあてにはならないところですが、このような状況の中で今、全国で急速に公費助成で負担する自治体が増えてきております。先ほども申されましたけれども、県内でも大玉村、川俣町、既に助成することが決まり、また10日付の新聞にも掲載されましたが、浅川町でも今回の6月の議会の補正で中学2年、3年生を対象に補助することが決まりました。西郷村では、今年の4月から子ども医療費が中学3年生まで引き上げられ無料になりましたけれども、こういったことが本当に村民の方には本当に喜ばれているところであり、今年の村長選挙の村長の選挙公約にも、不妊治療制度の充実も掲げられておりましたし、希望を持ち安心して暮らせる村づくりの一環として、この子宮頸がんワクチンの接種に対しても助成制度を確立して、年間約3,500人が亡くなるという、特に若い女性の方々の不安を取り除き、安心安全な村づくりの一環とし

て早期に実施するべきだと思いますが、お伺いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど岩科議員さんにもお答えしましたことと重複いたしますが、やはり日本の国難は少子高齢化だと。なにものにも代え難い大きな問題を抱えている。その中の一番の問題は、数が増えたとしても、それを阻害するものは議員お質しのとおり病気であります。病気が、そして発生している原因と、それから予防の内容が確立するとすれば、これはそこに力を注ぐといったことは当然のことだろう。よって、先ほど申し上げたとおりになるというふうに思っておりますので、いろいろ前段調整、あるいはいろいろ確認しなければならない部分、そういった部分もございますので、そういったものを含めまして、先ほど申したとおり努力してまいります。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 千葉県のいすみ市というところでは、子宮頸がんワクチンとヒブワクチンの接種費を全額補助することを、これも6月の補正で夏から実施ということが決まった市なんですけれども、その市長さんが全額補助することに対して、このようなコメントを述べているんですけれども、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、このワクチンの接種を全額補助になるきっかけになったのは、2月に子どもを持つお母さんやクリニックの先生から直接訴えられたそうなんです。子宮頸がんはワクチン接種で予防できる唯一のがんであること、また肺炎球菌による細菌性髄膜炎も多くがワクチンで予防できることを訴えられ、実施に踏み切ったそうです。なぜ、市長は福祉を大事にするんですかの問いに対して、太田市長というんですけれども、人は財産だと思うからですと。お金の負担で市民に涙を流させてはならない。将来の医療費を考えれば大きな投資ではありません。予算は子宮頸がんが約600万円、肺炎球菌が1,200万円です。財政が豊かでない自治体でも予算を優先させればできると、こうした自治体のあり方を広げたいと思うのです。また、市民生活のためにも憲法9条は守りたい。来年の原水爆記念の式典には、市内の中学生を平和の使者として派遣してみたいと考えています。と言っております。私は、この市長の言ったことに対しては、すごい共感したんですけれども、この辺のところは村長も思うところは一緒じゃないかと思うんですけれども、どうでしょうかね、この辺のところは、村長は今の話を聞いて。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いすみ市長さんの考え述べられまして、本当に同じでございます。

世の中が、まず平和であって、そして人間がどう生きるかは健康が一番。健康であることがまず一番だそうであります。2番目は、十分な教育を受けて、そして人生に生きがいを持つこと、これが人生の三大要因というふうに言われておりますので、それをうまく生かせる方法については賛成です。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 現在、先ほども申しましたけれども、厚生労働省の予防接種部会で国がやるべきだと、国の予算でやるべきだと検討しておるところだそうです。

ワクチン接種で約200億円の医療費が節約できるというような試算も出ていていると聞きます。こういった問題は、各自治体で財政の出っこみ引っ込み率のばらつきがあつてはならないと。今の国の予算で本当にやるべきだということで、全国の市長会や町村会、議長会、更には医療団体などで、だいが国会に要望を持っていったり、更には、全国で各団体から署名が国会に提出されています。村長においても、村はもちろんのこと、やっぱりそういった町村会とかいろんな会議で、やっぱり国で助成すべきだということを訴えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 当然、まず原因と、それから対策が確立されたものについては、法定でやるべきだという考えを持っているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） それでは、福祉行政の二つ目の質問にいきたいと思います。

二つ目として、ひとり親家庭医療費助成の拡大についてお伺いします。経済不況の中、学校を卒業しても就職がなく、働きたくても仕事がないと。あつても派遣かパート、社会保障もなく、いつ首を切られるか分からない。生活は安定せず、その口暮らしもままならないと。自殺者は毎年3万人以上という異常な実態が続いております。ましてや、ひとり親が子どもを育てながら生活をするには厳しい生活環境となっております。これは厚生労働省の発表でも明らかになっておりますけれども、ひとり親家庭の貧困率は54.3%と最悪の状況で、ひとり親の半数が厳しい生活状態に置かれていることが分かっております。村内においても、ひとり親世帯が約200世帯あると聞いております。せめて命に関わる医療費ぐらひは村として窓口無料化にすべきだと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ひとり親世帯に対する医療費の助成についてのお話しでございます。お話のとおり、いろんな事情によりまして、そのような状態になってしまうということは憂慮すべきことでありまして、誠に、その部分について負担の軽減を図るべきだということにつきましては、そのとおりだというふうに思っております。現在、ひとり親につきましては、本村では192世帯がございまして、そして、現在、世帯月額1,000円の自己負担によりまして実施をしているところでございます。村では、4月1日より医療費の無料化を中学3年生までに拡大をいたしました。こういった意味もございまして、ひとり親の残った今の部分につきましても、議員その範囲に入れるべきだというお話でございまして、今後とも負担分、あるいはいろんな事情を考えて、そして検討させていただきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 現在は1世帯で1か月でかかった費用を1,000円を超えた金額を県と村で2分の1ずつ補助されておりますけれども、1,000円の自己負担があるため窓口で全額支払い、後で月ごとに個人で病院に行き、証明をもらい、役場に申請すると。そして役場で審査集計をして、1,000円を超えた分を戻されること

になっていると思いますけれども、これには大変な時間と労力を費やすシステムになっております。1,000円を村で補助することにより、病院や担当課の事務処理も簡素化され、患者も窓口無料化されることにより、無理をせず安心して医療を受けることができるのではないのでしょうか。国も先ほども言いましたけれども、国が認めているように、ひとり親家庭の生活環境は大変な状況になっております。今は2人で働いていても生活が苦しいという状況ですから、子育てをしながらの生活は大変な状況になっております。現在、償還払いになっていて、窓口でいったん医療費を支払うことになっているため、窓口の3割負担は経済的に重荷になっていて、後でお金が戻ってくるにしても病気にかかるときにお金がなければ病院に行くことはできないわけですよね。子育て支援が叫ばれていますが、こういったところの改善も必要ではないのでしょうか。ひとり親家庭医療制度は償還払いではなく現物支給にするべきだと思いますけれども、弱い立場の方たちに手を差し伸べてやるのが行政の役割であり、村長の言う活力と笑顔の村づくりになるのではないのでしょうか。そういった点で、もう一度村長の、もう一度検討するということですが、考えをそういった意味ではお伺いしたいと思いますけれども、よろしく。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 基本的には本人負担というものがなければ誠に手続きも、あるいはスムーズ性といいますか、本当に手間暇は省略できるわけでありまして。今般、言われているとおり、本人負担以外について県と2分の1ずつの補助事業といいますか、そういったスタイルをとっております。その心はというふうになりますと、やはり本人負担をどうするかということになります。それは考え方によってくるのと財政的なものと、あるいはいろんなことを含んでいるところでございまして、国家としての子育て、あるいは市町村としてのバックアップ、いろんなものが関係してきますので、先ほど申し上げましたとおり、いろいろ切り口がありますので、検討を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今、予算のことを村長言いましたけれども、192世帯で個人負担が1,000円ということになれば、おのずと予算が19万2,000円ですか、ちょっと間違っているかな、私の計算。いうことぐらいで実施できるということだと思うんですよ。あるお母さんともお話ししましたがけれども、最悪自己負担1,000円は仕方がないとしても、今のシステムを変えてほしいと。結局、1か月ごとに病院に行って証明書をもらって、それで、もらったやつを今度は役所に出して、結局ひとり親は生きるために必死なので仕事を休むこともできない。ましてや子育てしながらやっていると。ましてや一つの病院だけだったらいいですけども、これが2か所、3か所の病院になると、その病院ごとに毎月行って証明をもらわなくちゃいけないわけですね。ましてや、ほとんど仕事の後、日曜日が仕事、会社休みになると思うんですけども、じゃ病院はどうかと。病院もやっぱり日曜日は休みなんですよ。そういったところでは、そういう手続きも困難だと、難しいということなんで、ある病院の

先生にも聞いたんですけれども、病院側としては何ら問題はないと。こっちの行政の方のやり方でどうにでもなるという、しかも簡素化されて私たちはいいですよというようなことも聞いておりますので、こういったことはすぐにでもやる気になればできるんじゃないのかなと。いろいろ窓口無料化するに当たって問題があるとは私は思わないんですけれども、子ども医療費も結局窓口無料化してここまでやってきているわけですから、そういった意味では、できないことは私はないのかなと、本当に村長の判断一つで、これはすぐにでも実施できる助成制度なのかと思うんですけれども、最後にその辺のことを村長にお伺いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 手続きが煩雑で、もう少し簡素化できないかという話もごもっともでございます。病院でそういうお話、今初めて聞きましたので、前段、子ども医療費無料化もオンラインの問題とかいろいろありました。医師会との関係等もございまして、西郷というより医師会との関係もございまして、今の件につきましては検討させていただきます。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高木信嘉君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 介護保険事業について
2. 農業行政について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の第 1 点目といたしまして、介護保険事業についての 1 点目でございますけれども、この介護保険サービスについては、様々な形でこの場で取り上げてまいりました。その中で、デイサービス提供の拡充についてということでもありますけれども、前回も取り上げをいたしました。残念なことに時間がなく、十分に質問ができませんでした。前回のやりとりの中で担当課長の答弁の中に、今回デイサービス利用者からの要望につきましては、一昨年行ったアンケートの一部に、そういった要望がございましたが、介護保険制度の下、利用者の介護サービスの選択は介護支援専門員、ケアマネが利用者などとサービス利用会議の中で要望を聞き、適切な介護予防プランの下、サービスを利用する形になっておりますので、今後ともそういった専門員等々の情報提供の下にいろいろ検討してまいりたいと思います、という答弁をされております。その中で、どのような検討がされて、どのように対応されるのか、まず伺いたいと思います。

○ 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 上田議員の一般質問にお答えいたします。

デイサービスの延長について、課長の答弁では、検討するというところで、どういふふうないきさつ、あるいは結果があったかということでもございました。サービスを必要とする方々に対して、要望と実施について、いかなる結果を生み出すのかということでもございます。利用者一人ひとりの方々の状況、経済、あるいは家庭の状況、更には介護の支援専門員ケアマネージャー等のお話もございました。そういったことの意見を吸い上げる。更には、担当者会議ということを開いて家族の要望、あるいは支援事業所の意見等を調整する。そして、介護保険のサービス、あるいは結果として費用までかかってくる部分もあるだろうということもありますので、そういったことを検討してきたということでもあります。

○ 議長（高木信嘉君） 1 2 番上田秀人君の再質問を許します。

○ 1 2 番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたわけですが、前回村長も同じ答弁をされているんです。村長も、ご指摘の件でアンケート調査いろいろ出てきたそうでもあります。また、お話の件は料金等の関係いろいろ出ています。いろいろ関係機関協議をしながら対応してまいりますので、ひとつよろしくお願ひしますというふうに答弁をされて、前回閉まっているので、この会議が、どのように検討されたのか、そのことをまずお示ししていただきたい。検討されなかったんですか、検討したんですか、そのことをまずお答えください。

○ 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） どのようなということでもございまして、今のお話ししたようなことをいろいろやっております。その後、村といたしまして介護保険の運営協議会等に

この件についても申し入れがあったことを報告し、検討といいますか、そういったディスカッションに交ざっていただいたという結果がございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長自身はどのようにお考えになりますか。私は、このデイサービスの提供の拡充を求めているわけです。今の4・6サービス、いわゆる4時間、6時間のサービスから6・8と言われる6時間、8時間のサービスを提供すべきではないかというふうに求めているわけですがけれども、村長自身はどのようにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私としてということでございまして、十分なサービスと、それから介護費用は抑えてということのせめぎ合いといいますか、その部分を一番注目しているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 十分なサービスは提供したいと、でも料金に跳ね返りが出るというお話でしたので、確かにそのとおりであります。ただ、その中で一番気になるのは、いわゆる介護保険法に基づいて村は運営していると思うんですよね。その中で、村の中でローカルルールを作っていませんか。介護給付費を抑えるために様々な努力をしろと、厚生労働省の方からいろいろ通達は来ているような話は聞いております。それに伴って、国会では様々な論戦が今行われてきました。その介護サービスの給付を抑えるようなことがあってはならないと、十分なサービスを提供すべきだという話が出ています。しかしながら、そういった話は地方には伝わってこない。いわゆる、そのことによってローカルルールが出来てきて、今、村長が言われるように給付費抑制だけを求めてサービス提供が十分されていないんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ローカルルールといいますか、村自体としておむつの問題とか、一般会計で支弁するもの、あるいは介護保険に関わりを占めるもの、いろいろ峻別をこれまでしてまいりました。そして、結果として、今、村は59市町村のうち7～8番目までなっております。一時はトップだった。もちろん施設があつたり、あるいは発症率が少しということもあります。そういうことをしながら、そして家庭においては核家族の進行、いろんな問題がある。あるいは介護度が進んだ場合は老々介護をやったりいろいろある。そういったことをなるべく引き受けていこうではないか。更に、それであっても健康であっても、この介護保険のお世話にならないで、自ら親の面倒を見ながら介護保険の適用を1回も受けないでやっていこうという人もいます。しかし、事情は都合のいい人ばかりではなくて、なかなか大変な部分ありますので、なるべく費用と、それからサービスの向上は同時に図っていけないかということで、ずうっとこれまでまいりました。いろんな皆様にもご支援をいただきました。

今、国会の話をされました。今般、首相の所信表明演説の中にありました。福祉は

経済的に、あるいは経済成長率と絡む、こういったことを内外に表明されました。非常に注目をしているところでもあります。これまでの考えとは少し違うらしい。学者の中においても五分五分の考えありまして、いろいろ表明されましたが、その部分と今般がうまく絡んで、そして現在の介護保険制度の個人負担半分、更に公費負担半分がどのように推移するのか、非常に注目しているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ちょっと内容を変えます。

介護保険法の中に、第2条の中で介護保険について規定をされています。この①としまして、介護保険は被保険者の要介護状態又は要介護状態となる恐れがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。1項飛ばしまして第3項に、第1項の保険給付は被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないというふうに規定されているわけですね。これは、いわゆる保険者の義務ですよ。第4条に国民の努力及び義務ということで、国民は自ら要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚し、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても進んでリハビリテーション、その他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとするというふうに規定されているわけです。このことに抵触するとはお考えになりませんか、今、村がやっていること。いわゆる利用者の方はサービスを求めているわけです。それによって自分の健康を維持しよう、介護状態を少しでも改善に持ち上げようとしている。それに対してサービス提供者側の方は、その門扉を狭めている。それは、この法に反することになりませんか、伺います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃられている意味は分かります。法に抵触するかどうか分かりません。そして、一つ明確なことは、今の国民の義務、あるいは保険者の義務、そして、自ら健康の保持等が図られまして、もちろん、それをサポートすることは保険者の義務でもあります。更に介護保険予防事業、あるいは村独自のデイサービス負担、いろいろやってきましたが、やはり神様は、そうつくられなかった。加齢、あるいは一人でどこまでできるのか。ドクターの方々に聞きますと、75までは大丈夫だろうという話がありますが、それ以降はやっぱり大腰筋の鍛錬とか、いろんなことをやって、それは自ら考えて編み出すものと、あるいは施設の大きさからいって個人の負担に足りないものについては保険者がやるべきだと、いろいろ峻別されてきました。おっしゃる意味は分かりますが、やはり拡充しようという意欲は当然持っているところでもあります。更にしかし、それによって県下トップの保険料になってしまったり、いろんなことについては、やっぱり少し私も躊躇がございます。しかしながら、それが最終的に保険料の全体の給付の低減になったり、あるいは個人の健康追求の大きな支援になるとするならばやらなければならない。この判断が私と、あるいは議員、あ

るいは介護に非常に力を持っている皆さん方の意見と一致する、その時期を、あるいは内容を更に検討する必要があるだろうと私は思っているところでございます。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 先程来の村長の答弁を聞いていますと、いわゆる保険料に跳ね返りが出ると、そのことを今躊躇されて拡充を検討しているという答弁なのかなというふうに思うんですけども、先ほど取り上げました介護保険の第4期の計画を策定するにおいて、村で実施したアンケートがありますよね。この内容について、かなり先ほどの村長の答弁を聞いていますと、詳細に見てられると思うんですけども、その中に、いわゆる保険料を若干引き上がっても私は利用を希望したいという方が答えがあったというふうに理解をしているわけです。もう介護保険が始まって10年になりますか、平成12年からですね、始まったのは。この10年間の間に、いわゆる利用されている方というのは、その費用負担というのは十分に身につけてきている。だから引き上げていいというわけではないんですよ。跳ね返りが出るというのは分かっている。分かりながらも、今の生活を維持するために、守るためにデイサービスの拡充を求めている声がアンケートの中にも如実に表れている。そのアンケートの中には、通所介護で1週間で2回程度利用したいという答えをされている方が34%、40%近い方がそのことを望んでいるわけです。その声に対して私は、村はきちんと応えるべきだというふうに考えるんですけども、いかがお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 多少値段が上がってもサービスを上げてもらいたいという声にどのように応えるかであります。これまで西郷村は、本当に90市町村、あるいは56市町村になりましたが、一時期トップグループでした。今でもトップグループです。関西の方はもっと高い。あるいは東京近辺も高いということあります。ただ西郡においては今4,000円近くですが、1,000円以上、西郡の中でダントツ1位であります。そういった声も一つあります。でも、出現率、あるいはサービス期間いろいろあるということで、折り合いをつけてきた。一つは、山村振興法の15%、地域が散らばっている、サービスがしにくい、いろいろあります。サービスも今は10時前までは人をお迎えにあがる、あるいは、それから入浴を開始する、あるいは食事をとっていただく、午睡をする、そして家庭にお送りするというパターンであります。一つは、2回、3回、あるいはお風呂に入りたい、あるいはそれによってという部分をどこまでということになります。一つは、それ以外もいろいろあると思いますが、それ

によってストップされる度合い、介護度が進むといったことを防止できるとか、あるいは遅らせるとか、いろいろあるわけでありまして、この辺のせめぎ合いが非常に、それ以外にもあります。この第4期においては私は、この上げることをうんと躊躇しました。それによって3年間の平均値、多少ずれ込んだ部分もあります。第5期に向かってはなかなか今の部分、あるいは団塊の世代がそのエリアに入ってきますので、いろいろ今後の先を見ますと、一つは国費負担、今の25%を残り県、市町村25%をどう折り合いをつけるか、あるいは保険料の半分の負担をどうするか、いろんなことを考えまして、今の上げてもいいがサービスを上げるのとイコールをどう本当に折り合い付けるかという議論を詰めていくという形になりますので、お話、そのとおりです。やっぱりサービスは本当にパーフェクトにやって、北欧型の福祉社会を目指すというのは、もう揺るぎない事実であります。ただ、高負担が本当にそれがいいのかということとの折り合いの付け方になりますので、その辺を本当に十分にいろんな議論、あるいは検討を進めなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁の中で、4期の介護保険の改定に伴って保険料の引き上げについてもかなり躊躇されたというお答えでした。その中で、国、県、市町村の負担割合の25%の話がありました。この25%の話に関しても私、前ここで取り上げましたよね。国は25%ちゃんと出してないでしょうと、5%というのは調整枠という形で様々な要件を満たさない限りは満額負担をしないと、そこに問題があると私申し上げていましたよね。今回デイサービスを拡充することによって、その料金が引き上がるということを心配されている。まず一番私は先に考えなければならないのは、先ほど介護保険法の中でも私触れましたように、今必要な方が十分なサービスを受けることによってその身体を維持する。身体能力を回復させる、そのことをまず求めなければならないと思うんです。そのことが今、村に求められていることだと思うんですよ。そのことを、きちんと責任を持つべきだ。それに伴って、その料金が引き上がってしまう。それに対しては常々私ここで申し上げているように、県、国に対して村長としてきちんと求めるべきではないんですか、いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 仰せ、ごもっともであります。私も国費の25%上げてもらいたい、そういうふうに思っております。更に、2013年問題というものが、どうやら明らかになってきた。一つは、団塊の世代が65歳になって年金受給時期になると同時に、加齢の度が進んでいく、75ぐらいまではドクターの皆様方は大丈夫だろうと言われますが、これは個人差があります。そういったことを日常的に、あるいは介護にならないようにというのが予防の議員のポイントだということだろうというふうに理解しますが、そういった部分は個人でやる部分と、あるいは施設でやる部分と、あるいは組織だって介護保険者がやるものと部分別をされてくると思っております。それも、できれば本人負担が少なくなるように、今回の議員のご指摘は、国費負担を上

げるべきだということは賛成しているところであります。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 同じ考える部分もありますけれども、デイサービスの拡充はまだ検討するという事で理解をします。

このまま平行線をやっても時間がなくなってしまうので、次の質問に入りたいと思います。次の質問としまして、来年は介護報酬と診療報酬の同時改定の時期となるというふうに私理解をしております。介護保険制度の見直し、改定が行われるのか、このことについて、まず村で把握をされている部分について、厚生労働省の意向など把握されているものがあればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 国の動きであります。現在のところ、厚生労働省の全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議が、去る3月開催され、6月になりまして第5期介護保険計画策定の二次調査に関しての通知がございました。厚生労働省の全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議については、主に第5期の計画策定に合ったスケジュール、あるいは地域包括ケアの推進等が言われております。スケジュールにつきましては、本年の秋ごろまでに基本指針の骨格案の提示、23年の夏にはワークシートの配布、同年秋に県のヒヤリング等をするということを言われているところでございます。第5期介護保険計画の策定に当たりましては、在宅介護、医療等に重点を置き、地域包括ケア施策を進めることとしていると。その前段調査をするということを聞いております。更に、先ほど申しました団塊の世代等の高齢化といったものが今後いろんな重圧をかけてくるということも想定すべきだということも言われているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま村がつかんでいる内容について今ご説明いただいたわけですが、いわゆる介護サービスのサービス内容を低下させるような内容のかなというような考えを受けます。

ここで、ちょっと質問を変えたいと思うんですけれども、村長は介護というものはどのようにお考えになりますか。介護というのは、どういうものだというふうにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の制度にのっとって人生のいろんな幸せのために制度として使っていきたいというふうには思っております。ただ、これは社会の要請がこれまで介護保険法として成立するまでの問題がいろいろありました。核家族が進んでいること、ヨーロッパ並みに。もう一つは、従来の大家族制度がなかなか文明、文化の進展に伴って個人主義、あるいはいろんな希望を叶えるのに良い部分と、あるいは足かせになったりする部分があったということがあって今の制度が成立してきましたが、世の中はやっぱり核家族化、世帯当たりの人数がずうっと減っております。更に、核家族が進んだ結果においては、東京の多摩ニュータウンがもう限界集落になりつつあるとい

ったことも出てきた。出来て40年経ちますが、既に若かった人は退職期を過ぎて、多摩ニュータウン自体を維持できない、どのようにすべきかということと今の部分が実は重なっているという報道もあったというふうに思っております。そして、神様がつくられた、何回も報道といいますか、番組に出てきましたので申し上げますけれども、一番幸せな軌跡を人生にとってたどるためには、やっぱり笑顔が、あるいは人生において子どもとか、あるいは希望とか、あるいは趣味に生きるとかいろんなことがあって、幸せで人生を全うしたいといったことをどう担保する責任を公が持つのかということと、個人の生き方論とのちょうどダブった部分であります。私は、できれば本人が、個人的に言えば、やはり年にとって子どもには世話にならないで、本当に人生の幕引きうまくできればいいと。ただ、個人の意思にかかわらず、人の世話になるというのも、また人らしいというのもあります。そこを公の機関、あるいは家族、あるいは友人、あるいは地域、いろんなところがうまくって介護といいますか、それを必要とする時期にうまく差し伸べる部分があればいいと。かつて村づくりの原点で何がいいかということをお問われたときに、イギリスのビレッジオブザイヤーがあったということをお申し上げました。地域がボランティア、あるいは国の制度もあるんでしょう。そして、高齢の方々について若い人がボランティアとして介護、あるいは喜び、あるいはイギリスにおいては毎月ランチですね、これを公共施設においてすべてボランティアによって運営するといったものが喜びと。人生はやっぱりしかめっ面と、それから苦しい下を向いた場合は病気になりやすいということをお言われておりますので、やっぱりハッピーで笑顔で進んで、笑って歌を歌って、そして良い人生を過ごすということが地域的に、あるいは家族連携でうまくいけばということが一つ、ビレッジオブザイヤー、イギリスの制度でありますということをお念頭に置いた場合は、やはり地域、あるいは村民祭、あるいはいろんな地域の文化をもう少しといいますか、がんばっていいのではないかとこの部分があってもいいのではないかとこの考え方を持っているというふうにお申し上げたことがあります。それが個人的な考えではありますけれども、やっぱり制度としてあるものについては、やはり最大限使って、あるいは国、県、市町村、今の三層構造ですが、これもうまく手を取って、あるいは分権社会どうなるか分かりませんが、地域によって保険料の差がこれほど著しい制度があつていいのかどうかと言ったことも含めていろいろ望むところは果てしないものがあります。以上です。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 非常に大きな話をいただいたんですけども、介護とはどういうものかということをお考えになりますかと私聞いたんです。今の村長の答弁を聞いてみると、まず持論があつて、制度そのものの話があつてと、いろんなことを言われましたよね。私考える介護というのは、人が人として当たり前で生活をする、いわゆる日常動作ですよね。例えば食事をする、排泄をする、着替える、身だしなみを整える、洗面をする、お風呂に入る、そういう基本動作が自分一人で頑張っても頑張りがきかない部分がありますよね。それを手伝うこと。そして、更に村長が言われたように、

年を重ねていくことによって比較的発生し得る認知症ですよね、その認知症からくる例えば徘徊とか粗暴な行為とかありますよね。いわゆるそういう言葉としてどうなのか、異常な行動をされたときに周辺の方と調和できない生活になってしまいますよね。それを支援していく、援助していくのが私は介護だと思うんです。この介護保険が始まる時に、いわゆる家族介護から社会全体で支える介護にしますよと、そういう触れ込みで始まったわけですよね。ところが今の制度等は、全くもって違う方向に行ってしまった。そして、先ほど質問で言いましたように、今、厚生労働省の方ですか、この介護の改定の検討をされている内容を私が知り得る中では、更にその幅を狭めようとしている。要するに、人が人として当たり前生活をすることを国そのものが今拒もうとしている。それが果たして許されていいんですかと。今の村長のお話聞いていると、村長も恐らくそれは許さないと思います。今、村にじゃ何が必要なのか。いち早くその情報を取り入れる。そして、人が人として当たり前の生活ができる、そのことをきちんと国に求めるべきだと思うんですよ。私は、この場で何度も申し上げています。この介護保険においては、保険あって介護なしだと。いわゆる人が人として当たり前の生活ができない、そういう制度化されている。そのことを今、国にきちんと村長として言うべきではないんですか。そのことを確認したいと思います。いかがですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 法制度があつて介護なしとおっしゃられました。しかし、そればかりではないだろうと、そういう部分もあります。ただ、ご指摘の部分、在宅、あるいはそっちの方にシフトをまたしてくるといふ部分がありますので、それは、やはりだんだん負担が少ない、あるいはサービスが少ない制度にいかないようにしていかなければならない、これは同じであります。もちろん全部がうまくいくというふうになりますと、昔の福祉目的税であります。結局負担をしなければ、これは制度として維持できない、そのせめぎ合いになるというふうに思っております。ただ今般、先ほど申しましたが、首相の所信表明の中にも、福祉、あるいは介護と、こういった部分が一つの産業として、一つの手ではないかというふうに申されました。一つの望みを私も持っています。ただ、そればかりでも、ほかのところを全部なおざりにというわけにはいきません。よって、これは国家の財政運営の中に組み込まれていきますが、やはり今言われた、本当に本人、自分の意思にかかわらず、やっぱり認知症とかいろんな問題が出てきます。これはなかなか完全にできない永遠のテーマでもありますので、その部分が本当に救いといいますか、バックアップできる機構といったものがやっぱり十分に機能できますように努力する義務は当然ありますので、私も言われたとおり町村会、あるいはいろんな機関あります。もちろん今の趣旨と同じ市町村長は考えを持っていますので、国に対する考え方を当然申し上げる、あるいは新しい法制度も作ってもらいたい、そういった気持ちを持っているところであります。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁を聞いて、おおむね理解をするところでありま

すけれども、ただ1点、税のあり方についてですけれども、私は、この税のあり方は目的を持った税のあり方というはまずいと。いわゆる福祉を目的とした税のあり方というのは、私はおかしい、このことは異論を唱えておいて、この質問を閉じたいと思います。

次に質問の2点目、農業行政についてでありますけれども、家畜伝染病予防についての取り組みについてということで伺いたいと思います。私ども日本共産党村議団としまして、本年5月30日付で口蹄疫進入防止対策についての申入書ということで、村長の方に申し入れをいたしました。その申し入れをした内容に沿って伺いたいと思いますけれども、まず1点目としましては、進入防止の組織的体制の整備についてということで、村としてはどのような対応をとられていますか、体制を取られていますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 進入防止について組織的にはどうかということでございます。現在の段階は、福島県に飛び火といいますか、ウイルスが入ってこないようにどう防止するかという組織であります。一つは、畜産飼育農家であります。それを情報として畜産会、あるいは村の農政担当部局、更に市町村、更には農協関係が一緒になりまして家畜のJA防疫推進協議会、更に県、国、そういったものが組織だって進入防止といえますか、飛び火防止のための対応をしているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 組織を立ち上げられて体制を取っているということで理解をしたいと思うんですけれども、じゃ、続いて②の各酪農、畜産、養豚農家に対して、感染予防のための消毒用消石灰の無料配布の実施ということで求めていますけれども、この点についてはいかがになっていますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 消毒用石灰の無料配布についてでございます。5月中に福島県畜産振興協会、もちろん西郷村も入っていますが、全体を統括する畜産振興協会でも畜産農家全戸、県内全戸に消石灰20キロ1袋配布いたしました。そして、消毒の実施等についての指導を行っているところでございます。更に、西白河地方JA防疫推進協議会では、6月1日に緊急理事会を開催いたしまして、今後の対応を協議いたしました。そして、県が6月14日から順次更に消石灰の配布を行います。牛10頭当たり2袋、豚100頭当たり2袋の消石灰を配布していくということでございます。今般、村についても口蹄疫感染が終息するまで消毒の実施を継続する考えを持っておりまして、今回、補正予算に消毒剤等の予算を計上したところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 消石灰については、逐次採用されていくということで理解いたします。

続きまして、3番、分かりやすい情報の提供についてということでありますけれども、本日、各議員の机の上に口蹄疫の正しい知識という資料が配られました。これは、

いわゆる議会議員だけなのか、それとも畜産関係の方はもう十分に周知はされているのかなとは思いますが、ただ、こういう書類の中で一つ気になったのが、今定例会の資料で第6号がございます。平成22年度一般会計6月補正予算の主なものということで資料をいただいたんですけども、そこで村長に1点聞きたいんですけども、牛結核ブルセラヨーネ病って、どういう病気ですか。この病気の内容をちょっと教えてください。もう1回言いますか。今回、定例会の資料第6号で農政課の予算の中で、家畜伝染病予防事業費ということでカッコがしてあって、口蹄疫・牛結核ブルセラヨーネ病・牛アカバネ病予防とありますね。三つ病名が書いてあるように思うんですけども、この中で牛結核ブルセラヨーネ病というのはどういう病気ですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいま、どういう病気かということでございまして、資料を配付してもよろしいですが、申し上げますか。要するに何を聞きたいかというのを逆に聞きたいんですけども、要するに畜産に関して、どのような打撃を被るかと同義語なのかどうか。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 意地悪な質問をして申し訳ないと思いますので、ここではっきり言います。牛結核、一つの病気です。ブルセラ病、一つの病気です。ヨーネ病、一つの病気です。これ三つが一つの病気になっているんですよ。知らない人が見たら何だと思いますか、これ。私ら議会で予算説明の中で牛結核の予防注射、ブルセラ病の予防注射、ヨーネ病の予防注射と話は聞いています。ですから、私らは誤解はしない。これ、句読点が入ってないんですよ。変に知識がある人が見た場合に、牛が結核を起こして、ブルセラ病という要するに繁殖障害ですよ、その障害を起こしてしまう。そして更にヨーネ病で下痢を伴う病気、それによって個体をだめにしてしまう。これ非常に難しい病気三つもやっちゃうのかなと、そういうふうに取りられますよ。こういうところで資料を、きちんと情報というのは正しい情報を伝えなきゃならないと思うんですよ。このことに関して、どう思いますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 専門的なところを難しく書いて、なかなか分かりにくいというふうな、これはお詫びいたします。やっぱり分かるように説明しなければならない。一番は、畜産農家にとって、農業に対して経営にどのようなダメージを与えるのかといった意味で聞いておりましたので、説明だけとするならば、これは分かるようにしたいと思っております。

もう一つ、今般お配りいたしました資料が3枚ございます。一番上が口蹄疫の正しい知識というのがあります。一番は、これは広報紙に載せたいというふうに思っています。一般では今の結核、ブルセラ、ヨーネ以上になかなか縁遠いことでもあります。しかしながら、イギリスの口蹄疫400万頭が処分されました結果からいいますと、やはり一般の方々にどれほどの分かりやすいことが必要なのか、一つは、人に感染するのか、あるいは、どのような病気なのか、どの範囲で起きるのかということ、ま

ず知らせる必要があるだろうという話があって、その部分のことは広報にも出していただいた方がいいのではないかとということで、1ページはそういった資料であります。2ページ、3ページは、議員の皆様にも今の口蹄疫の、今、分かっているといいますが、ホームページ等に出てきている病気の内容であります。それから最後のカラーでコピーしたものは、既に消石灰と一緒に畜産農家に配られたもの、5月末までですね、これを参考としてお配りしたところでございます。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 分かりやすい情報の提供ということで今、質問しているんですけども、分かりやすい情報をきちんと提供していただかなければ大変な問題が起きてしまうというふうに私思うんです。記憶が間違っていなければ、2007年に県内の乳業メーカーですよね、疑わしいという話がありましたよね。その牛の乳を使って乳製品を作ってこれを出荷してしまった。疑わしいがゆえに家畜保健所か、若しくは人間の保健所の方から回収命令が出された。これに伴ってその乳業メーカーは3億ぐらいの被害を受けているんですね。実際その後の検査では全然関係なかったと、そういう被害が出てしまう場合もあるんですよ。ですから、この情報提供というのは分かりやすく、誤解の生じないような、きちんとした書類を回すのであれば作るべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 分かりやすくということで、今の1ページにつきましては、県の方の家畜保健衛生所、あるいは他の風評被害等を聞いて、最低限、一般、小学校6年生が分かるまでにはということで作ってもらったところでありまして、今後、広報の中に載せていきたいというふうに思っております。

1番、イギリスの口蹄疫の、その後の検証、いろいろ学術的に調べたところがありますが、やはり風評被害といったものが他の産業、観光産業にイギリスが一番大きい影響を与えたというふうに言われておりまして、正確な情報の提供、非常に大事なことであるというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 続きまして④としまして、議会、議員に対して感染予防の現時点での対応策と今後の対応についてということで伺いたいと思います。今どのような対応をとられているのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいまほどお配りしたものは、実はまだ入り口論であります。一つは、宮崎県における都城が一番新しい、あるいは宮崎市まで広がりました。しかし、えびのにおいては1日24時間において、これに対応して、そして移動禁止を解除したといった部分もありまして、私は、えびのの例が本当に都城、あるいは宮崎にうまく渡って、そして鹿児島県の知事が道路封鎖するといったことに至らないようにする必要はあると思っておりますが、本当のところは感染源、あるいは伝播経路については分かっておりませんし、まだまだといいますが、これから出たらということをお頭

の中で想定しなければなりません。その場合は、その次の対応といたしますか、やっぱり情報といったものが多分必要になってくるだろうというふうに思っております、これらにつきましては、県の家畜保健衛生所、あるいは県の予防体制、更には宮崎、あるいは国といったものの対応を見ていく必要があるだろうと思っております。今般、県をまたぐというふうになりますと、国家が乗り出すというのは当然の話でありまして、初動がどうなるかという検証も含めまして今、県の方で、国の方では、その対応を強めるという表現があります。それらもまた新たな情報になってくると思いますので、必要に応じて議員、あるいは地域に対しましても情報の提供が必要になってくるというふうに思っています。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁の中で、えびの市の対応について触れられました。更に、その次に、発生を想定しなければならないと。発生した場合においての、その初動というお話もされました。今日、配られた資料の2ページの裏側になりますか、7、予防治療ということで書いてあります。この1行目の中段ぐらいに、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針という言葉を使っていますよね。これ村長、見たことありますか。この中で、きちんと規定されているんじゃないですか、市町村の義務も。これは平成16年12月1日、農林水産大臣発表ということで出されている文書ですよ。これは、万が一発生した場合、どのような対応をとるのか。その場合における訓練もこの中にうたわれているんです。今の村長の答弁を聞いていますと、想定しなければならない、初動をどうされるかということは、十分に対応されてないということですよ。この中に非常に気になる文章があります。本病の病原体が国内に進入する要因については、感染動物、感染畜産物、船舶、航空機の汚染塵芥、わら、乾燥等の飼料又は敷料に加え、風による飛散など想定されるが、鳥、人などを媒介とした進入も考えられると。だから、どこから来るか分からないと。分からないからきちんとそれを想定した形で防ぐための訓練をなさいと、万が一発生した場合には、その対応をきちんとしておきなさいよというふうに書いてあるわけですよ。万が一発生してしまった場合には、その家畜をどのような処分をするのか。いわゆる殺処分をして焼却をするのか、穴を掘って埋設するのか、若しくは別な方法での処理の方法がありますけれども、その処理をするのか、その場所を確保してあるのかどうか、そこまできちんと規定されているんですよ。そのことについて村では、じゃ、どのようにされていきましたか、今まで。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 防止、同じく今、見ておまして、発生した場合の措置はもちろん書いてあります。当然それらを想定しながらJA防疫推進協議会、あるいは市町村長の対応、あるいは県の対応いろいろありますので、相互に対応するための方針を出していくということで一致をしております。ただ、最後に今、埋畜の件だけではないですか。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○ 12番（上田秀人君） 危機管理体制の構築ということで、この指針の16ページの一
番下の方にあります。防疫対応の強化ということで、危機管理体制の構築、日ごろよ
りということで、県とか様々な関係する機関、県とあと市町村ですね、各段階で危機
管理体制の構築を努めることということが規定されているわけですよ。併せて、発生
を想定した防疫演習、蔓延を防止するための体制の調整、周知、点検及び改善に努め
ることと、こういうふうに規定されているわけですね。それらに対して村はどういう
危機管理体制を取られていますかと。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 指針はもちろん、想定する内容を決めております。当然、そして
獣医師がやる部分、あるいはそのバックアップする職員がやる部分あります。もちろ
ん、そうする場合のことを想定するとするならば、一つは今防疫です。防疫というの
は、家畜飼養の中にあつて衛生管理の一对応であります。一番は、日常の乾燥とか、
それから飼養についての動物の健康状態をよく見ると。2番目は、今の外的要因によ
って出た場合の措置ということになりますと、一つは入ってくることを防止する。先
ほど消石灰、あるいは炭酸ソーダ、いろんなことがあります、酸性に弱い、アルカ
リ性に弱いといった特性をまず利用して、そして防疫の措置を取る。次に、発生した
場合はということになりますと、これは特措法でも更に詳しくなりましたように、埋
設。治療法はありません。経済動物から外れるという条件になりますので、これは埋
畜して、まず火事と同じく消火をする。次は、飛びをしないようにという二つの措置
を取ります。三つ目はというふうになりますと、それは多分さっきの埋設の土地とか
になるとは思います、それはまだ協議して、どこの場所とかということはまだ決めて
いませんが、出てくるとするならば、その部分についても話をする必要はあると思
います。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○ 12番（上田秀人君） 質問の趣旨がちょっと分かっていただけないのかなと思うん
ですけれども、職員に対しても村全体としまして、いわゆる入ってこないような防疫
の措置をどのように危機管理体制で取られていますかということです。万が一、あら
ゆることをやっても入ってくる可能性がある。万が一入ってきてしまったときに、
はどのようなふうに対応するのか。殺処分をする、それはもう当たり前のことですね。
ワクチンを打つというのも当たり前になってきていますよね、もうね。その後なん
です。例えば埋設をするのであれば、どこを使って埋めるのか、焼却をするのであれば、
どのルートを使ってどこで焼却をするのか、そこまできちんと対応をとられています
かということなんです。これは、このやつの中を見ますと、5年ごとに見直しをかけ
ろとなっているんですよ。ですから、考えてみれば今年かな、見直しになるの。す
みません、21年に見直しをしたはずになってますよね。今回宮崎で、これだけ拡大
していった中にいろいろ問題視されているのは、この部分が抜けた部分があるんじ
ゃないかと私は思うんですよ。ですから、それに対しての村の備えはどうなってい
ますか、職員に対する対応、我々議会側に対する対応はどのようになっていますかとい

ことを伺っているんです。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後１時まで休憩いたします。

（午後０時０２分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後１時００分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

１２番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村の対応についてお質しがありません。今回の口蹄疫に対するまず防疫指針がご指摘のとおり連携と、それから国、県、市町村の段階で危機管理体制の構築に努めることが必要だと書いています。先ほど申し上げましたとおり、国、県、それからＪＡ防疫推進協議会、それから村ありますが、職員、議員、特にお質しになりました。村は、もちろん畜産会、あるいはＪＡ防疫推進協議会、もう既に４回会議をやっております。更に、この度を深めまして、そして対応、構築を急ぐべきだというふうにお聞きしましたので、その正しい広報の仕方、あるいはそれらの体制の構築について更に強めていきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） １２番上田秀人君。

○１２番（上田秀人君） 体制を強めていくということで理解をしたいところなんですけれども、強めていくのではなくて対策をしなければならないと思うんです。そのことをどのようにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん、言っていることはそのとおりでありまして、具体的にということで、今消毒といいますか、まず飛び火をとということになります。飛び火の次はというふうになりますと、やはり自動車からくる泥、一番強いのは泥だというふうに言われております。泥の中には偶蹄類に類した菌、山ほどいる可能性がある。今回の口蹄疫は、それ自らでは生きることができません。栄養の摂取できませんので、それが偶蹄類の細胞に入り込まなければだめだというふうになりますと水であります。一番問題になりますのは、雨だというふうに言われておりますし、いろいろありますので、今回道路の封鎖等を考えますと、もちろん職員は農政ばかりではできませんし、あるいは県、いろんな人が動く、トラックが動くといったことを想定した、そういう具体策も強めていきたい、そういうふうに申し上げたい。これまでは消毒の方に今、力点置いておりますので、次の段階、この蔓延がとどまることを知らないというふうなことになるれば、正にえびの市の例が効くかどうかにかかっていると思っております。

○議長（高木信嘉君） １２番上田秀人君。

○１２番（上田秀人君） 防疫、止める前も必要ですよ、止めることも。それと併せて、万が一発生した場合の対応もきちんととるべきですと私は言っているんです。そのことはどういうふうにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 起きた場合は、もちろんこの指針、あるいは今回の特措法にあります。一つは、消火活動と同じ、要するに治療はできないというふうになりますので、処分、更に埋設。埋設になった場合は、個人の土地所有の場合は自ら所有地に処分するとなりましたが、これが成し得ないことが今問題になっておりまして、その場合は公共の場合、土地を使ってもいいのではないかと、検討されております。その場合も、埋設した場合は10年とか、そういった期間移動できない、そういう条件、土をですね、形質を変えることができないとかいろいろありますので、それは国、県、あるいは市町村の公共用地の場所についても当然想定するということをしておかなければならない。今のところはちょっと、どの場所にどうこうということまでは考えておりませんが、土地は村有地、国有地、県有地ありますので、当然対象とすべき範囲だというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 1分しかないので端的に。深く入りすぎました、話が。私が言っているのは、危機管理体制をと整えるべきだと。埋める場所にしても、地下水の汚染とかいろいろ考えられますよね。そういった部分を全部網羅して体制を作るべきだと言っているんです。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お質し、よく分かりました。今の体制を強めて、お質しの対応をしていきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第4、9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。

◇ 9 番 小林重夫君

1. 保健行政について
2. 防災行政について

○ 9 番 (小林重夫君) 9 番小林重夫であります。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の第 1、保健行政。質問の趣旨、西郷村健康カレンダーの作成について。昨年の 4 月、栃木県芳賀町に縁がありまして娘を嫁がせることができました。娘が先月 5 月の連休で里帰りしたとき、「お父さん、芳賀町にはすばらしい行政カレンダーがある」とのこと。芳賀町は、宇都宮市の近郊、隣接して御料牧場のある高根沢町、市貝町、益子町、真岡市があります。早速、道の駅ばとう、道の駅もてぎ、道の駅はがの調査研修を兼ね、健康福祉住民生活課を訪ね、資料をいただきました。これです。後で執行部に進呈します。それは健康カレンダーのことで、12 か月、月別で横 36 センチメートル、縦 48 センチメートルの大安、先勝、友引、祝日、記念日等の入った旧暦と陽暦をマッチした普通のカレンダーであります。3 区分に仕分けされていて、日にちごとに保健事業、環境事業、医療事業が明確に出ており、その他もろもろ健康、環境、保険税等の行政メッセージが載っております。既存のカレンダーとの違いは、行政会計年度のカレンダーで、4 月から始まり翌年 3 月までのものとなっております。そこで村執行部、村長にお伺いしますが、我が村においても芳賀町のような画期的なカレンダーを村民サービスの一環として当村に合ったようにアレンジして作成してはどうか、提言するものであります。

○ 議長 (高木信嘉君) 村長、佐藤正博君。

○ 村長 (佐藤正博君) 9 番小林議員の一般質問にお答えいたします。

健康カレンダーの作成の提言がございました。後からいただけるようで誠にありがとうございます。お話承りますと、行事等について非常に有効であるというお話お聞きしました。西郷村でも過去に 11 年間、健康カレンダーを作った経過がございまして、ちょっと私も記憶あまりないんですが、持っていますか。一つ記憶しておりますのは、昔の写真とか、それを印刷して、下の方に行事予定が書いてあった、昭和 50 年代であります。そういったことがあったわけでありまして、なぜ、やめたのかということでございます。多分、議員お質しと同じ意味で作られたんだろうと思っておりますが、一つは、1 年間の日程が作成する段階で固まらなくて、そして、なかなか日程に制約されたりいろんなことがあって、だんだん行事が特定しにくくなってしまったという経過があったやに聞いております。今のお話ですと、一つの健康カレンダーの中にいろんな行事とか、あるいは知るべき内容がいっぱい書いてあるらしいということだというお話でございましたので、更に前のことを見ながら検討してまいります。現在は、保健事業といたしましては、保健事業一覧表、環境関係につきましては、ごみ収集カレンダー、それから、社会教育の事業として中央公民館、生涯学習事業の行事予定を年度末、あるいは年度初めに全戸配布しておりまして、多分こういったものも網羅されているんじゃないかという気がいたします。また、もう一つは、現在防災

行政無線等の行事も見直し作業にあるものがありますので、相互に関連するもの、あるいは更に広報すべきもの等がいろいろあると思いますので、前の例と、それからご提言の部分と、それから今言った部分と調整して更に検討させていただきたいと思っております。

- 議長（高木信嘉君） 9番小林重夫君の再質問を許します。
- 9番（小林重夫君） 次に、芳賀町の健康カレンダーの内容を紹介します。4月の上の段には、1日の元気のパワーは朝ご飯、かかりつけの医を持ちましょう。下の段には、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付について、特別徴収から普通徴収への変更が可能ですとの説明が書いています。5月には、少しずつ続けていこうウォーキング、医療費を大切に使いましょう。下の段には、飼い主としての心がけ、犬・猫の漢字について書かれています。また、クリーン芳賀、環境美化の日は年4回、ポイ捨てのごみの回収など、地域環境整備は地域のコミュニケーションの第一歩です。平成22年度は5月30日、日曜日は第1回、8月8日、12月5日、3月6日の年4回が実施されています。我が西郷村でも年1回の村民一斉清掃デーだけではなく、クリーン西郷の条例を制定して、年3回くらい実施してはいかがでしょうか。白河高原公園都市にしごうのイメージアップのために、この件について村長にお伺いいたします。
- 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 芳賀町で美化運動年に4回やっている。誠に美しいことでありまして、条例化というのはどうかは別にしまして、呼びかけは非常にいいことだというふうに思っております。私が知っていますのは、毎月1日は福島市で庭先をきれいにしましよとか、そういう申し合わせをしたりして、やはり美化に努めているということもあります。ひとつ、このカレンダーの次に一斉清掃の条例化というやつ、ドカンと今、出ましたので、いろいろ検討させていただきますが、言われていることは、美化の点については非常に結構なことでございます。どこまでやるか、条例化というふうになりますと、義務、いろんなものが強くなったりしますが、運動とすればいいのではないかというふうに思っております、なお更に検討させていただきたいと思っております。
- 議長（高木信嘉君） 9番小林重夫君。
- 9番（小林重夫君） 6月は、検診で防ごうメタボリックシンドローム、保険税は必ず期日までに納付を。下の段には、安心、お得、健診を上手に受けて正しく活用しよう、町の総合健診項目、料金等が掲載されています。7月は、禁煙に挑戦、納めましょう国保税1期分。下の段には、保険税は年齢に応じて次のようになりますとして、保険税の決め方等が記載されております。8月は、ゆっくり休んで心と体の休養を、納めましょう国保税2期分、8月8日、日曜日は、第2回クリーン芳賀環境美化の実施日となっております。お盆前にやるんですね、第2回目ね。下の段には、新しい保険証を交付されたらとして、その内容説明があります。また、こんなとき国民健康保険のお手続きをしてくださいます等が出ております。9月は、内脂肪を減らして病気予防、納めましょう国保税3期分。下の段には、ウォーキングや日常生活で身体を動かシメ

タバコ撃退、お腹周りをすっきりするコツ、生活活動10分で消費するエネルギー量、体重別表が記載されています。10月は、旬の食材を味わおう、納めましょう国保税4期分。下の段には、主食、主菜、副菜を揃えましょう、栄養バランスの基本は主食、主菜、副菜を揃えることです、お弁当で試してみよう3:1:2のルール、主食が3、主菜が1、副菜が2を食するのが健康になる偏らない食べ方であると記載しています。全町民に健康に対する食育の指導をされています。今日は議会弁当を食べましたけれども、なんですか、主食がちよつとで、あと副食がいっぱい、私が終戦後、子どもの頃は食べるご飯ばかりが多くて、あと梅干しとか。今は全く逆になっているんですね。栄養士の先生が言うように、メタボリックになっちゃうんでないかなと、こういうふうに考えます。こういうすばらしいことがカレンダーに出ているんですよ。11月は、早めに受けようインフルエンザ予防接種、納めましょう国保税5期分。下の段には、インフルエンザは予防が大切、予防の基本などが説明されています。12月は、半年に一度の歯科検診で虫歯予防、納めましょう国保税6期分、12月5日、日曜日は第3回クリーン芳賀環境美化実施日となっております。お正月前に、芳賀というのはすごいですね、環境に力を入れている。下の段には、高額医療費限度額認定書の説明があります。もしも交通事故に遭ったらとして、処置の仕方が書いてあります。警察に届ける、国保年金係に届ける等の説明があります。1月は、食事には野菜料理を忘れずに、納めましょう国保税7期分。下の段には、不法投棄をなくす条例制定の町、すごいですね、不法投棄じゃなくて条例制定の町ですよ、芳賀町は。地域環境を守るのは私たちの住民です。不振なトラックや現場、不法投棄をすぐに連絡してください。ポイ捨てや飼い主の糞の不始末もいけません。環境対策課に連絡してください。環境対策課というのがあるんですね。西郷村にも環境対策課を設置してはどうか、お聞きします。ご利用ください。便利なサービスとして、ごみの減量とリサイクル推進、不法投棄のための便利なサービスを用意しています。粗大ごみ個別回収事業、粗大ごみ（家電を含む）を個別回収します。プラ類、トレイ類回収処理事業、エコステーションで回収します。生ごみ回収堆肥化事業、市街地の世帯から出る生ごみを回収し堆肥にします。出前講座事業、ごみに関する取り組みを説明に伺います。問い合わせ先、環境対策課となっております。西郷村でもバイオマスタウン構想を制定し実行することは、環境に対してすばらしいことでもあります。勇気を持って推進してください。ご支援を惜しみません。村長の、この件に対する答弁をいただきます。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 芳賀町の健康カレンダー、すばらしいと思っております。メインの健康は外さないですね。やっぱりメタボリック、たばこ、休養、それから内脂肪、食生活、インフルエンザ、歯、すべて毎月入っています。ついでに税のことも密かに小さく忘れないように書いています。更にさっきのお掃除の一斉清掃のことも書いてあります。本当にすばらしいことでありまして、ご提言ありました環境対策課も趣旨は同じもので住民生活課でやっておりますので、ご主旨、本当に良いところはまねするところも出てくるのかなという気がして聞いておりました。

- 議長（高木信嘉君） 9番小林重夫君。
- 9番（小林重夫君） 2月は、ストレッチで腰痛・肩こり予防、納めましょう保険税、国保税8期分。下の段には、増えている認知症、正しく理解して、みんなで支えよう、物忘れと認知症、認知症の特徴、知っとく情報等が出ております。3月は、ゆっくり食べて腹八分目、保険税納め忘れていませんか、3月6日は日曜日は第4回目のクリーン芳賀環境美化の実施日となっています。下の段には、医療費、葬祭費、出産育児一時金、出産費直接支払制度等の説明が出ております。カレンダーの前部には、環の芳賀町を目指している、循環の環ですね。環の町芳賀の実践、ごみの分別、資源化の仕方、みんなでつくるエコタウン、地球環境に優しい活動の実践等が出ております。カレンダーの後ろには、介護保険はみんなで支え合う制度です、市町村、保険者、サービス事業者、介護予防事業、被保険者、地域包括支援センターをご利用ください。芳賀町の福祉サービスの案内、活用しよう特定健診、特定保健指導、国民健康保険、高齢者医療保険のいろいろな設備等の説明が出ております。この件について、村長の見解をお伺いいたします。
- 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） ただいまの知りたいところを分かりやすくカレンダーに書き込むというのも誠に良いやり方ではないのかと。カレンダーは、意外と自らの日誌を付ける人、日記を付ける人以外の人でも書き込みをしたりすることが、私も家でやっていますので、終わってしまうとやめてしまうのが難点ですが、でも先のことについては本当に行事入れていくのは非常に有効だと思ってお聞きいたしました。
- 議長（高木信嘉君） 9番小林重夫君。
- 9番（小林重夫君） 次に、西郷村でも休日救急医療当番医表、西郷村事業日程一覧表、ごみ収集カレンダー、西郷村スポーツクラブ一覧表等、健康、医療、スポーツ、環境事業一覧表があり、広報にしごう、こちらは防災西郷広報等でも広報活動は実施されて万全を期しておりますが、もっと画期的な芳賀町のような健康行政カレンダーを作成してはどうか。芳賀町役場によると、5,114世帯で4,700部作成、少なく作成し、作成代は税抜きで70万9,700円であり、税込みは74万5,185円、1部当たりにすると約160円です。我が当村でも所帯は6,671所帯少なく6,000部作成しても税込み96万円でありますので、参考にしてください。この件について、村長の見解をお伺いいたします。
- 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 参考にさせていただきまして、先ほど申し上げました三つ、四つ、五つありますね。それから今申されましたことを参考に検討させていただきます。
- 議長（高木信嘉君） 9番小林重夫君。
- 9番（小林重夫君） 次に、芳賀町を行政調査したところ、面積70.23平方キロメートル、西郷村は192.32平方キロメートル、約西郷村の3分の1の面積で、世帯数5,114、人口は約1万6,688人、平成22年3月31日現在、議会議員数は16人、町長は豊田征夫氏で、財政規模は町勢要覧によると、歳入92億1,600

万円、歳出 85 億 8,000 万円、目的別分類で平成 20 年度の一般会計歳出自主財源比率 83.3%、依存財源比率 16.7%、財政力指数平成 20 年度 1.32 で栃木県第 1 位、平成 14 年度以降不交付団体、人口密度は高い町で我が西郷村と大変似ているように感じました。昭和 63 年以来 100 社の優良企業が立地されているとのこと。昼と夜の人口差があり、流入人口が多い活気のある町で、昼間人口比率 170.5%、豊田町長にして最先端のホンダ関連企業が多くあるということ、変な感じでありませう。先月、NHKの「クローズアップ現代」スペシャル番組で、21 世紀の電気自動車を制するのはいずこか、アメリカか中国か日本かの番組で、日本の最先端をいくリチウム電池研究のホンダの工場があるとのこと、初めて知りました。5年、10年先は電気自動車が主流になると言われています。日本の自動車業界が環境エコ産業においても世界を制してもらいたいと思っております。この辺で本番に入りますが、現在はますます高齢化社会、独居人世帯、IT 通信社会が進んでおりますが、暦、カレンダーが欲しい、必要という方が多くなっております。カレンダーは毎日見るものであります。カレンダーを作成しているところは、今日特殊な事業所しかありませんので、昔は今に語れないほどもらうことができましたが、現在はまれであります。そこで村長、一挙三徳、五徳の効果のある行政カレンダーを作成し、全世帯に配布してはどうか提案するものであります。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提案ありがとうございます。冒頭申し上げましたとおりの経過がありますので、ただいま芳賀町の良いところをお話になりました。そういったことが行政全般に充ち満ちて、その結果、良い財政力指数であったり、あるいは昼夜人口比率であったりという結果をもたらした。本当に参考にするところが多いというふうにお聞きしましたので、是非検討させていただきます。

○議長（高木信嘉君） 9 番小林重夫君。

○9 番（小林重夫君） それでは、具体的なカレンダーをお見せします。こういうふうなものであります。最初言った環の町芳賀、環の西郷村を目指しているとか、こういうやり方が出ているんですね。それから 4 月 5 日、清明、それはどういう意味かという、天地がすがすがしく明るい空気に満ちること。4 か月、6 か月健診、保健センター、保健健康相談、保健センター。そういうふうな医療行政の重要なものは。

○議長（高木信嘉君） 9 番小林重夫君、要点を絞ってください。

○9 番（小林重夫君） こういうふうなことを詳しくあります。そういうことで、これ執行部の方、参考にさせていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。昔の言葉とか旧暦とか書かれております。

あと、こういう広報芳賀というのいただきました。あと、芳賀タウン、芳賀町でどういうふうな町なのかというようなことですね、いろいろすばらしいことが書かれております。あと、こういうふうなごみ分別辞典、これはどういうことかということで詳しく全所帯にこういうのを作っているんですね。今のエコタウンというか、これは村長、生ごみ集めて、それで土に帰るんだって、そういうふうなこともやってい

るんですね、実践ね。そういうようなことでありますので、質問の第1は了承というか、これで質問に代えさせていただきます。

次に、質問の第2、防災行政。質問の趣旨、旧高山信号機の移設について。昨年9月17日、長年の念願だった新高山踏切が供用オープンし、白河と西郷の交通の便が渋滞もなくなり大変良くなりました。信号機も新しく設置されてスムーズに作動しております。村執行部のこれまでの労に感謝いたします。と同時に150メートルくらい南に設置されていた旧信号機の交通防災リスクが私の調査したところ、旧高山踏切も閉鎖されてT字路の通行量も少なくなり、現場の見通しも良く、10分の1くらいに危険度は減少しております。そこで村長にお伺いいたしますが、以前一般質問をさせていただいた村道新田大平線、向原大平線の交わる見通しの悪い危険度リスクの高いこぼうん・中山商事前のT字路に旧高山の信号機を移設してはどうか伺うものであります。この件は、村民、地域住民の行政依頼事項であります。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご質問の2点目でございますが、前回もお話ありました。公安委員会、白河警察署といろいろお聞きしたりしましたが、現在は白河警察署管内は2か所程度でございます。現在の議員お質しの部分をT字路の部分に持っていきけるかどうかであります。残念ながら、もっと持っていきたい所があるというお話でございます。ちょっと順番は下がってくるという感触を得たところでございます。それまでのものについては、やはり道路管理者である村の方でも、やっぱり見通しの問題とか、あるいは表示の問題とかいろいろ手伝ってもらいたいという話でありますので、当面そういったことに専念しますが、お質しの部分が直接そこに持ってくるのは今のところはちょっと順番として先にはならないということを知っているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 再質問させていただきます。

現在、旧高山信号機は、赤・黄の点滅信号に変更されており発動しておりますが、移設となると担当所管の公安委員会、地元警察署の見解もあるかと思っておりますが、年間の新設予算も決められていると聞いております。このままではもったいないので、前向きに移設されることを訴えます。善処方検討されることを再度提言いたします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 提言は承りまして、私どもも全面要望する所に付けば本当に有り難いことではございますが、なお、その趣旨を体して交渉といいますか、お願いをしていきたいというふうに思っております。

○9番（小林重夫君） 了解しました。終わります。

○議長（高木信嘉君） 9番小林重夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、8番徳田進君の一般質問を許します。8番徳田進君。

◇ 8 番 徳田 進君

1. 住宅用火災警報器の設置について

○ 8 番（徳田 進君） 8 番、通告に従いまして一般質問をいたします。

住宅用火災警報器の設置についてでございます。過去に私もこの設置に関しては質問しており、また同僚議員からも出ていることも承知しております。住宅焼死火災を減らす目的として、平成 16 年 6 月、消防法の一部改正により、すべての住宅において住宅用火災警報器の設置が義務化され、新築住宅の場合平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅においては平成 23 年 6 月から設置が義務化されます。各市町村条例、西郷村は白河地方広域市町村圏整備組合加入団体であり、消防本部の火災予防条例で施行されていることは理解しております。しかし、白河地方広域管内の普及率は、平成 20 年 1 月時点で 37% と低く、南会津地方広域管内の平成 20 年 2 月時点での 46.3% と、その差約 10% 弱の差が生じております。また、西郷村の設置率もアンケート方式で 17% という調査結果が報告されております。設置義務化まであと 1 年、福島県内の各自治体ではいろいろな施策を講じています。70 歳以上の非課税者を対象に、警報器の購入設置費の半額助成とか、また購入全額等、設置費用を含めて半額助成とか、上限を決めての助成とか様々な施策が報道されております。西郷村においても、高齢者世帯、いわゆる災害弱者の皆さんへの住宅用火災警報器の設置についてお伺いします。

○ 議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 8 番徳田議員の一般質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置についてございまして、前からご質問をいただいております。前回までに、ただいまお話の平成 23 年 5 月を期限とされていること等についてはお伺いしております。更にちょっと遅れていることをご指摘受けました。そして最終の答弁では、要援護者台帳等の整備を進めるということで、昨年度調査、平成 21 年度調査を終わりました。これを基にいたしまして、今後高齢者世帯に対しまして寝室、あるいは台所というふうに複数箇所ありますが、最低 1 か所は整備すべきでないかということで、なるべく近い議会に提案してご了解を得たいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 議長（高木信嘉君） 8 番徳田進君の再質問を許します。

○ 8 番（徳田 進君） 今、村長の答弁で、設置を最低でも 1 個は付けたいというようなご答弁がございました。設置箇所といいますと、主たる寝室部分、それから 2 階でありますと階段の登り切った時点と、それから推奨事項として台所というような、最低でも 2 か所ですね、平屋ですと。それから 2 階になりますと三つ程度になりますけれども、やはり焼死火災を防ぐためには法律上、絶対これを最低でも寝室部分には付けなきゃならないということで、ただいまの村長の答弁で最低 1 か所というようなことで理解いたしました。それで、その住宅用火災警報器の設置と、それから購入というようにことに関して、できれば村内の業者さんに発注をしていただければと思うんですが、この件についてお伺いいたします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 設置に当たりましては、小規模の問題、ずうっと西郷村の努力すべきことが決まっておりますので、ご要望に添えるような努力をしたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 8番徳田進君。

○8番（徳田 進君） 地元業者でも十分これは設置に関しては消防設備士等の有資格者を要しなく、誰でも取り付けられるというようなことでありますけれども、なおかつ電氣的知識があれば、なお容易に安全に取り付けられることはできますので、ひとつその辺をお願いしたいと思います。

それから、この住宅用火災警報器の設置に関して、あと1年の期間でございます。当然、新設住宅に関しては法律でございますので、なんでかんで付けなければならない。しかし、猶予期間でもって既存住宅においては来年の6月というような期間が設けられ、それも1年を切ったというような状況でございます。この付けなかった場合において、白河地方広域圏内においての火災予防条例上は何の罰則規定等は載っておりませんが、その辺に関して村長はどのようにお考えか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 努力義務の最たるものでありまして、火元にならない、あるいは人に迷惑をかけないというふうになりますと、やはり今の安全面からそういった啓蒙、あるいは普及活動について力を入れる必要があるというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 8番徳田進君。

○8番（徳田 進君） 本当に村長の今の答弁で理解はできますけれども、なにぶんにも、まだ猶予期間がある、まだ1年を残しているとか、まだまだ徹底していない点が十分あるというようなことで、付けなければ何ら問題はない、付けなければどうなるのかということで、この辺はやはり当然市町村会、それから町村会もそうですけれども、そのあたりに広域市町村圏の整備組合の当然介入があると思うんですね。その前の前段において、ひとつ村長の方から強くお話をし、そして、すばらしい当地方の火災予防条例ができることを期待して私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 広域市町村圏では既に広報、あるいは特別な部分の啓蒙のための印刷物を配布しております。更に、今の趣旨を踏まえまして広域圏内でのお話はしてみたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 8番徳田進君。

○8番（徳田 進君） 了解しました。

○議長（高木信嘉君） 8番徳田進君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、5番金田裕二君の一般質問を許します。5番金田裕二君。

◇5番 金田裕二君

1. 当村における家畜伝染病（口蹄疫）の防疫対策について（一般行政・農政について）
2. 当村における「行旅死亡人」と自殺の実態と取り扱いについて

○5番（金田裕二君） 5番金田裕二です。通告順に従い一般質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、今回宮崎県で集団発生しました口蹄疫により被害を受けた畜産農家と関連の方々に、農業を営む仲間として深くお見舞いを申し上げ、一日も早く終息宣言が発令されることを祈っております。

さて、質問の1点目は、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、当村における家畜伝染病口蹄疫の防疫体制などについて質問させていただきます。まず第1、当村で飼育されております偶蹄類の頭数、すべての牛ばかりじゃなく豚も山羊も羊も、そういったものを含めた頭数と、それを飼育している農家戸数について実態をお知らせいただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 偶蹄類というお話でございました。

金田議員の口蹄疫についてお答えいたします。現在の飼養農家戸数は平成22年3月末現在で46戸の畜産農家があります。そして、牛2,070頭、豚1,400頭を飼育している状況でございます。なお、山羊、綿羊については調査がございませんでした。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君の再質問を許します。

○5番（金田裕二君） ただいまの答弁で、農家戸数45戸、これで牛が2,700頭とお聞きしたんですが、分類上は分かるのかどうか分からないんですが、搾乳牛、いわゆる酪農を営む乳牛ですね、それから、いわゆる肉牛になる基になる繁殖牛、肥育なんかも含めた、その分類だけ分かりますか。それをお願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 飼養農家戸数は46でございます。それからトータルは牛が2,070頭、うち搾乳関係が1,390でございます。肥育が680でございます。合計2,070で、豚につきましては1,400でございます。（不規則発言あり）入っておりません。これは畜産農家戸数ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 偶蹄類のすべての頭数は、まだ把握し切れてないかなと思っておりますが、家畜改良センターにもそれ相当の研究用の牛がおるとも思っております。そういったことで西郡内、この管内では畜産農家の戸数的には大体2番目ぐらいかと思っております。酪農まで含めた頭数になると一番多いのかなというふうに思っています。それなりに対策も早急に必要なのかなというふうに思っております。国の口蹄疫に今回の防疫体制、そういった初動の体制が不備だったということは指摘されていると思っておりますが、鳩山内閣から菅内閣に替わって、同時に組閣でも赤松農林大臣が辞任され、再任されるのかと思ったら副大臣が、山田副大臣が就任された。そ

れも最後の最後に土壇場に、誰もなり手が、なり手がないということじゃないと思いますが、それなりに重責なのかなというふうにも思っております。今回のそういった国の体制の指摘もいろいろあると思いますが、そういったものも含めて、例えば大型台風が宮崎に上陸した。そのうち西郷にも方向が向いてくるのかなと、その場合にも対策としては昔から言うとおりに、備えあれば憂いなしというふうになればなというふうに思っております。先ほどもあったように、西郷村のすぐ隣の町にある企業の畜産企業ですね、そちらが噂によると宮崎の第1号の発生も、その会社で、今回の都城で発生したのもその会社が頼んでいる農家、なんか関連があるのかなというふうにも思っています。その辺詳しいことは、まだ報道はされておりませんが、そういったものも含めて初動体制をお願いしたいと思っております。そういったことは、先ほど同僚議員が質問された中で村長の答弁もありましたので、防疫体制については割愛をさせていただきます。

それから、畜産農家の防疫のマニュアル、周知、どの程度、今現在畜産農家が知り得ているのか分かりませんが、関連業界も、農協も含めて今指導に当たっていると思っておりますが、そういったのも同時に進めていただければと思っております。

次に、質問の内容としては、万が一感染があった場合の被害等についての話なんです。今から9年前ですか、口蹄疫で世界中有名になったのがイギリスでの2001年だったと思いますね、平成13年。イギリスでは645万頭が感染したと言われております。処分したすべての頭数を入れると1,100万頭、とても役所で対応できる数字じゃないので、当時は21万人の軍隊が出動した。それで早急に処分をして、なんやかんや被害総額は畜産業界ばかりじゃなく、そういった観光収入なんかも含めると総額で1兆4,000億円に達したと言われております。そればかりでなく、行政では総選挙が1か月も延びたというふうな話も聞いております。それだけ国挙げての大事業、大惨事だったのかなというふうに思っております。そのときに比べると今回も宮崎では、なんか西郷村の家畜改良センターの職員が20～30人ほど応援に駆けつけたというふうに聞いておりますが、自衛隊は調べたところ280人ぐらいしか来てないというふうな話を伺ってまいりました。やはり初動にいかに進めるべきかなというふうにも思っております。そこで、例えば西郷村にそういった感染があった場合、今のような畜産業界ばかりでなく、すべて農家以外のも含めるとどのぐらい被害が及ぶ可能性があるか、村長に答弁をお願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 想定額はちょっと算出しておりませんが、今イギリスの例を出されました。一市町村では、もうどうにもなりません。もちろん県もどうにも多分ならない。国家としてというふうになります。今までいろんなことを私どもが行政的に習ってきたのは、市町村の枠を越えた場合は県営事業だと、県がまたがった場合は国営事業だとなってきました。正に今言われたのはそれかなと思って聞いておりました。そして、想定の中に先ほど前議員の質問があつて指針が出ておりました。指針になった場合はというふうになりますと、一つは、やっぱり治療がないということでありま

す。かかった場合はもちろん日々食欲が失せて、そして肉が減質し、更に経済としてえさは食べますが、売れない。そこでマイナスになる。結局、この悪循環になりますと今の手しかないというふうになりますので、今は飛び火をどう防ぐかに専念する。では、なった場合というふうになりますと、これは例えば西郷で出た場合は10キロ、あるいは20キロ、今の移動制限まで含めると、西郷だけではもう既に幅を超えます。そんなことで来ないように、しかしながら、来たという体制を取るべきだというご提言もありましたので、両にらみで今やっていくというふうな考えであります。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 確かに想定してもなかなか計り知れないものがあるのかなというふうに思っています。関連する業界だけでも今宮崎では食肉の加工業者ですか、そういったところの従業員が何百人もいる会社でさえも廃業状態、仕事がない、牛は移動できない、もう従業員も自宅待機。学校の遠足も中止になる、すべてのイベントが中止になる。イベント中止になって弁当屋さんが注文がもらえない。学校の遠足もみんな中止になる。修学旅行も中止になる。大変な減収になってくるのかなというふうに思っております。そういったことのないように対応をお願いしたいと思っております。

今ほどそういった金額的なものもありましたけれども、今朝の新聞、農業新聞にも大きく発表されておりました、農家への保障はすべて国が実施するというふうに今朝ほど明確に書いてありました。それ以外のもろもろの、それじゃあ今度牛でも豚でも一切いなくなっちゃうんですから、その後の導入の費用はどうするんだとか、牛小屋の設備とか、そういったものも焼却したり、新たにまた付けなくちゃならないのもあるだろうし、農家にとっては大変な今回は経費にもなるのかなというふうに思っています。そういった中で農家の負担すべき、今回の防疫とか処分の経費は大体国でもってもらえないのかなと、こういうふうに思っているわけですが、村独自に出さなくちゃならないという費用もかなり出てくるのかなというふうにも思います。それはやむを得ないことだと思っておりますが、それでは、畜産農家に対する支援とか対策と、あと村の持ち出しはどの程度その場合想定されるか、想定の話ばかりで恐縮なんです、簡単にお答えいただきたいと思っております。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

5番金田裕二君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村の支出についてご質問ありました。万が一の場合ということでございます。ずうっと積算の始めようにも想定することがいっぱい出てきまして、なかなかそこまでいきません。しかし、手順としますとやはりお話のとおり通行の制限、

あるいは公共施設の休止、あるいはその後の再起に向けての所有権、保険を除いた天災融資法にも並ぶべき措置の発動、いろいろなことを考えまして、そのうち国、県とどう分担すべきかということになりますと、やはり村全部入る可能性がありますので、その点については体制という中でもいろいろ想定しなければなりません、今ここでお答えすることについてはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） なかなか仮定の質問には難しいと思っております。今回の口蹄疫の感染ルートというか感染源については、まだ明確に発表されておられませんけれども、つい最近ですと外国ですと韓国で2月、3月とかにも発症しておりますし、そういったところから研修生が宮崎の方に来ているという件も聞いております。後は、敷きわらとかそういったものに付着したウイルスがという原因も考えられると聞いております。なんかその病原体ですね、ウイルスは夏で4週間程度、冬だと9週間程度生存しているというふうにも書いてございます。万が一そういったことがあつては大変でございますけれども、野生の鳥ウイルスのときもそうだったんですけれども、そういったカラスとかスズメとか、そういった野鳥類による感染というの也被考えられます。その中で専門家のお話、私ちょっと聞いたのがあるんですね。その中では、感染が牛よりも豚が強いというのは先ほど村から配られたのにも、もう2000倍ぐらいの牛に比べて感染が強いというふうにも書いてございました。それで、宮崎では養豚業者というのは平飼いというか、放し飼いまたく柵を結って放したみたいな状態で飼育しているのが多いんだそうですね。というのは1戸当たりもう何百頭というか、かなり多くの頭数を飼育している。それで、なんでそこから増えていくのかというふうな話を聞いたら、その中にはいわゆるイノシシなんですね。イノシシも同じ、属に交ざりますね。偶蹄属の中でイノシシ飼っている、飼育している人はいないと思うんですが、ほとんど野生ですから。それが豚小屋に餌を食にくるんだそうですね。それが、やたらあちこちを歩くというのが一説にあります。これは、もしかしたら本当なのかもしれない。先般、3月の私が一般質問の中で、そういった有害鳥獣の話いたしました。あのときに、早くとにかく村の方で対応して、賞金付けてでもウォンテッド、処分してもらいたいという話しました。最近、イノシシの被害が田んぼやら、上田君に聞いたら、報徳の名産のとっくり芋畑がやられた。あのうまいやつを味しめると今度やたら来て、みんな食うようになっちゃうと村の特産品がなくなっちゃいます。それと、今のように報徳地区には、そういった酪農家がたくさんございますので、そういった、もしかして、そういったイノシシなんか媒介するとなると、これも大変だなというふうな懸念をしておるわけでございます。

それから、先ほど家畜改良センターの職員が応援に行かれたという話したんですが、私も先ほど同僚議員が話した国の平成16年の防疫指針の中に、こんなことが書いてあったんですね。現地防疫従事者は、原則として作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合は事前に家畜防疫員の指導を受けて、所定の衣の措置を再度、衣の処置というのは、帰宅したりしたときに車両

消毒だの着ているもの全部衣類を洗ったり、頭まで洗えというようなことをやることというふうなことが書いてあるんですね。その中に、家畜の従事者が家畜に常日頃あたっている、偶蹄類の動物を飼育しているところにいる方は、本病の蔓延防止の観点から直接防疫業務に当たらせないことと書いてあるんですよ。今回はこの指針と違って、常日頃そういう牛なんかいないところの人が行くんだったら別ですけど、常日頃扱っている方がそういうところへ行って、万が一お土産に持って帰ってくることはないと思います、こういった7日間はいろいろうんぬんとも書いてありますし。そういったことも、一番情報が村として入るのが家畜改良センターが入ると思っておりますけれども、家畜改良センターとのこれからの連携について、村長の一言、答弁をお願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 家畜改良センターの連携といいますか、情報をはじめとするやりとりをしていきたいと思っております。先月、上京の折に実は応援に行く皆様と電車一緒でした。どのようにいくのだろうと思いましたが、もちろん家畜伝染病の第一段階は自らやると、その範を示す、あるいはどんなふうにするか指導するという立場にあるわけでありまして。もちろん、この7日間の話もありましたし、私が今お話ししている状況、情報も、そのときのことがベースになっているところがあります。やはり酸、あるいはアルカリに弱い部分とか、あるいはどのぐらいの潜伏期間、1週間とか、あるいは今の生き延びる期間、あるいは偶蹄類の細胞との関係とか、あるいは鳥、今のお話でありました。いろんなことを実は改良センター、もう想定しています。かつ、例えば私が聞きましたのは、研修に来る外国人がいます。どのように、では本当に、世界各地から来ます。実は1週間以上缶詰になります、研修の皆様方は。当然防疫に関することに対して、あるいは言語の習得とかいろいろありますが、いろんな実は仕掛けを作っているということが分かりました。もちろん我々の専門を超える部分につきましては、指導機関たる家畜改良センターの情報、あるいはいろいろご指導を受ける部分ありますので、先程来言われております体制づくりといいますか、風評被害、あるいは一番のイギリスが1年間終息宣言までかかった経緯、いろんなことを交ぜた本当の情報と、あるいは広報、あるいは体制、いろんなことについて、より注意深く体制づくりに励む必要があると思っておりますのでございます。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 先ほどのちょっとイノシシの答えをちょっと聞きたかったんです。関連といえば関連なんですけど、重要的にそういう感染を媒介する恐れがある野生の動物ということで、今にわかには研究されているところですので、村としても即刻、なかなか難しいらしいですね、しかし。言うのは簡単なんですけれども、捕まえるのが大変らしいです。そういった対応についてもお願いしたいと思います。

それから話、別個なんですけれども、先般、新聞にこういった宮崎県への応援ということで西郷村にも前女子プロゴルフで来られた横峯さくら選手が賞金1,200万を宮崎県に寄附したと、口蹄疫のために使ってくださいと、大したもんだなというふ

うに思っております。西郷村にも、そういった方がいるかどうか分からないですけれども、一日も早く終息することを願っております。最後に口蹄疫に関しては、そういった媒介に当たるかもしれないイノシシ、そういった有害鳥獣の駆除、毎日、熊の話は防災無線で言っているんですが、そういった点についても一言お願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） イノシシが豚と同類でありまして、飛散させる量が牛より多いということが、具体的にどうリンケージを取るのかというふうになります。一つは、本当に一番言われておりますのは泥であろうと。それ以外はどうか。ただ、鳥という話、あるいはわらという話いろいろありましたので、なお専門家のご意見等をお聞きして対応していきたいと思っております。

それから、イノシシのほかの病気、あるいは害がありますので、鳥獣の有害な部分につきましては、更に駆除隊の皆様にもご指導いただきながら対応していきたい。昨日、防災無線で流しておりました熊につきましては、一昨日、1頭捕獲、殺処分いたしましたので、ただ何頭いるかは確認しておりませんので、同じかどうかは。ただ同じぐらいの大きさ、1メートル20ぐらいということは聞いておりますので、なお有害鳥獣の駆除については意を用いていきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） それでは、次の第2問目の質問に移らせていただきます。

当村における行旅死亡人と自殺の実態、取り扱いについてという質問事項でございます。近年、国内における行旅死亡人が増え続けたというのは、NHKで1月だったのですか、年間3万2,000人おるというふうな報道をされまして、その内容をテレビで見たところ、昔、集団就職列車に乗って、伊沢八郎の「ああ上野駅」のような感じで東京に行ったはいいけれども、結婚もせず、ずうっと生涯独身で一人で暮らして、そのうち父ちゃんも母ちゃんも死んじゃったと、兄弟もあまりいない。一人身になってアパートで静かに死んでたと。いつ死んだのかも隣の人もだれも分からないという、そういった孤独死みたいな感覚の人がかなり、そういった人数いるということでございます。本当にかわいそうな話だなあというふうに、その報道を見てびっくりしました。最初は行旅死亡人、なんだこれ、旅行に行つて死んだ人かなと思って勘違いしました。あまり普通言い慣れない専門用語なんではないかな。こういった西郷村において、こういった身元がだれも分からず、こっそり亡くなるというケースが果たしてどのくらいあるのか、データがありましたらお聞かせください。お願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 行旅死亡人の実態はどうかということでございまして、平成17年度が最後でございまして、病人及び死亡で身元等が判明しての対応は以降6件でございます。行旅死亡人は17年以降はありませんでした。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 西郷村では17名ですか、身元のはっきりしている方は6人。

そうすると、その身元のですね、先般のNHKのですと身元の全然分からない。い

ろいろ免許証が出てきたりすれば分かっても、その家の実家、秋田だったと思えますけれども、行っても誰も兄弟もだれもいない、みんな死んじゃっている。そういった身元の分からない方が万が一なくなった場合には、それらの扱いについての村の規則というか、そういったものがあって、その費用的なものとかいろんなものはどういったふうな処理をするのか、そのことについてお聞きいたします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 行旅死亡人についての法的な、あるいは担当の部局についてですが、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき行います。行旅病人及び行旅死亡人とは、飢えや寒さ、病気、自殺等が原因で死亡しましたが、本人の氏名又は本籍地、住所等が判明せず、かつ遺体の引き取り手が存在しない死者を指すものでございまして、行き倒れている人の身分を表す法律上の呼称というふうになっております。そうした場合はどなたがやるのかというふうになりますと、対応するのは行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、発見した場所の市町村長が遺体を火葬いたします。そして、遺骨としたうえで保存、更に官報等の告示をいたしまして、公告をいたしまして、そして身元引受人といいますか、その扱いについて責任を持つ人を探すということになります。では、費用についてはどうかということになりますと、同法に基づきます福島県行旅病人・行旅死亡人等の救護及び取扱費用の弁償に関する規則によりまして県が負担するというふうになっております。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 県が負担するという今答弁でございました。村では直接金銭はなくても人的な負担はあると思えますが、もし、その方が全然金がないんだったらそういうのもあるでしょうけれども、例えば貯金通帳に500万あったとか1,000万持ったまま死んじゃったとか、どこの誰だかも分からない。そういった場合の扱いは、その資産についてはどういたしますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど火葬のうえ遺骨にしたうえで、そして身元引き受けの出現を待つ。待たない場合は国庫に納入されるというふうになります。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 最終的には、もうそういった資産のある場合には国庫に上納という形になるという答弁でございます。さて、西郷は、そういった都市化が進んでいるわけではないんですけれども、最近うちの集落でも亡くなったのが病気だったんですけれども、2～3日分からなかったというふうな例もあるんですね。家の中で亡くなって、カーテン開いてないから何だろうなと気がついて、そうしたら亡くなっていた。そういったケースというのは、こういう農村地帯でもあり得るのかなと最近は、ですからアパートとか、そういったところに住んでいる方についても、そういったこともあるのかなと。そういったものに対する予防対策、それらについてはどのように、いわゆるそういう一人住まい、独居老人、ホームレスの方も同じようなことだと思いますが、そういったものに対する予防防止の対策からどのように考えていらっしゃるか

答弁をお願いします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、孤独死というお話もございました。もちろん、一人になった場合のことでありまして、様々な要因があります。その最たるものは自殺ということになります。憂慮すべき段階であります。近年、お質のように仕事が原因で住まい、あるいは生活の維持困難、あるいはいろんな人生のいろんな波があります。それをかぶるといことがあったりして、孤独に今言われた部分、あるいは自ら命を絶つ部分があります。本当に命が大事なことは教育上言われるばかりでなくて、大人にとっても本当に麗しい人生とは言えませんので、個人もしっかりするということも一番ですが、周囲も、あるいは家族も、あるいはよしみを通じる人はいっぱいいるはずでありますので、そちらの元気づけ、あるいは援助といったものができますようにいろんな活動しております。自殺予防啓蒙活動といったことも福島県自殺対策強化緊急基金事業といったものがございます。あるいは警察署でもそういった情報、孤独に本当に立ちいたのかの情報、あるいはより積極的に講演会をやったりということがありますし、あるいは民生委員、あるいは介護保険事業者、あるいは一人では緊急通報システムとか、なかなか意思がはっきり出せない。しかし赤ランプが付けば、これは異常時だといったことが分かるようなことも、いろいろサインを見落とさないようにということをやっておりますが、やはり最終的な気の持ちようといいますか、その部分が弱くならないように、本当に私たちはいろんな手を差し伸べなければならんというふうに思っている次第でございます。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 予防の対策というのはなかなか難しいものだなというふうに思っております。最近、ある雑誌だったかで、そういった孤独死を防ぐのに一人住まいの、大体の方は一人住まいでも一日に何回かお茶を飲んだりいろいろするんだらうということで、お茶を沸かすタイガーだか象印だか何かのポットの会社で、お湯を沸かさないと通報がどこかに行くらしいんですね。ですから、あ、毎日お湯湧かしているなといえ元気だなという証拠になるみたいなのを売っているらしいんですねけれども、いろいろ、そういったグッズも開発されているようでございます。いずれにしろ、そういった孤独死がなくなるようなことを願っておりますが、周囲も常に關心持って見守っていく必要もあるのかなというふうに思っています。子ども見守り隊というのはあるんだけど、なかなか年寄り見守り隊というのはあまり言わないもので、是非ともお願いしたいと思えます。

今ほど村長の話にもあった自殺者というのも、昨年が3万2,845名というんですか、多分これはダブって、さっきのもあるかもしれません。いずれにしろ、3万2,000人といったらすごい数ですよ。その方が一つの町村がすっぽり、一つどころじゃないですね、西郷より多いんですから。年間スポッと消えちゃうんですから、それだけの方が何かしらの事情にあるにしろ、亡くなるというのは日本にとってもマイナスだと思っておりますし、せつかく生まれてきて、日本は一番、世界一番の長寿国

となった今、そういった貧困に喘いでいたり、何かの原因で亡くなるというのは悲しいことだと思っています。そういったものについて病気とかいろいろ、そういうカウンセリング、相談、そういった今までに村の困りごと相談とか、そういうなんかいろいろのあると思うんですけれども、そういうのを未然に、そういった自殺を防いだというような、村行政でやって防ぐことができたという例があったらお聞かせいただければと思いますが。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 具体的には、私は、あの人のおかげで自殺しないで済んだという話は、誇張される意味も込めているんな人に聞きます。やっぱり友達がいろんなサポートをします。それは自ら最終的に、その部分に立ち至らなくて踏みとどまるという力を得たということなんでしょうけれども、やっぱりそういったことがあって世の中もっているんだなという気がしますので、是非ともサインが出ている部分を見落とさないように、本当に個人の力ではどうにもならないこといっぱいあります。かつ、相談人制度もいっぱいあります。村自体も、社会福祉協議会も、弁護士もいろんなことをやっていますので、しかし、なかなか本音のことは言わないそうであります。最後の上壇場でどう言うかということはありませんので、本当に惻隱の情ではありませんが、周りがそれに気がつくしかないといった部分もありますので、是非そういった情報については早く察知して対応していきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 自殺の名所というのが西郷に一つしかなかったのが、新しく出来た大橋からも実例として出たりしております。そういった、そんなふうなので名所にしたくはないし、特に村民の中からは、そういった方を出したくない。ちょっとでも防止できるものは、みんなで見守りたいと思っていますし、村の方の対応もこれからお願いして質問を終了させていただきます。答弁は結構です。

○議長（高木信嘉君） 5番金田裕二君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第7、1番佐藤厚潮君の一般質問を許します。1番佐藤厚潮君。

◇1番 佐藤厚潮君

1. 「中一ギャップ」解消について

○1番（佐藤厚潮君） 通告に従い一般質問をいたします。

まず、日ごろより西郷村の子どもたちの健全な育成のための教育に対して、ご尽力いただいている教育関係者の皆様には、敬意と感謝を申し上げたいと思います。特に地域の教育力向上、子どもたちの安全安心の確保には、学校や自治体のみならず、地域のPTA、見守り隊の皆様の協力が不可欠であります。当村では、その連携がうまく機能しているのではないのでしょうか。そのことに対しても心より御礼申し上げたいと思います。そんな中、私が今、懸念しているのは、中一ギャップの問題です。中一ギャップというのは、子どもたちが小学6年生から中学1年生に進級する際に、環境の変化や新しいクラスメートとの人間関係がうまく構築できないという、そういった悩みからくる様々な問題です。例えば、そのことでいじめや不登校に発展する事例が全国では多数報告されています。先日もいじめを止められなかったということに苦にして、神奈川県の中学生の男子が自殺をしたという報道がありました。これは、私がこの一般質問の通告をした後に起きた事件です。ということは、そういうことが頻繁にあるということではないのでしょうか。そういったことというのは大変痛ましい事件だと思えますが、このようなことが西郷村では絶対に発生しないと言い切れるのでしょうか。私は、絶対に起こしてはいけないと思います。そのために効果があると思われることは、すべてやっていただきたいと願います。そのことで子どもたちの命を救えるとしたら、やってやり過ぎるということはないんじゃないかと思えます。西郷村においては、五つの小学校がそれぞれ三つの中学校に進学することで、子どもたちの中に派閥が起きたり、そのことでいじめが起きる等の心配が考えられますが、そのような問題は起きてはいないのでしょうか。実態がお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 1番佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

お話ありましたように、いわゆる中一ギャップのことについてのご質問でございます。中一ギャップによるいじめ、あるいは不登校、あるいはその他のこともあるかも知れませんが、そういう発生のことについて西郷村ではどうですかというお尋ねというふうに思っております。いわゆる中一ギャップにつきましては、様々なことが原因で起きているかと思えますが、西郷村でいじめ、不登校ということでお答えを申し上げます。いじめにつきましては、平成19年度に3件、20年度に2件、21年度に2件ございます。このいじめにつきましては、以前と数の把握が変わりまして、本人がそのように感じた場合にはすべて件数として上げるということになっておりまして、全国的にも多い数になっているかと思っております。また、不登校につきましては19年度に3件、20年度に8件、21年度に6件ございます。数を申し上げましたとおり年々減少の傾向にございます。本年度は現在のところ2件ということでございます。

お話ありました中一ギャップに関する事となれば、直接的には中学1年生の事となりますので、その事について改めて申し上げますと、いじめに関しましては平成19年度に1件、不登校に関しましては平成19年度に1件、21年度に2件確認されております。なお、21年度の不登校に関しましては、1件は小学校の頃からその傾向が続いておりました。また、もう1件につきましては、1年生になっての11月ごろから兆候が出始めた内容でございます。このようなことを考えますと、一概に中一ギャップがその理由で本村の件数になっているとは言えませんが、議員がおっしゃられましたとおり、どこでも私どもの村でも、三つある学校の3校の中、いずれにおいてもこのことが起きないということは保障がございません。議員がおっしゃいましたような様々な事情によって起きておりますので、そのようなことについての配慮をしまっているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 1番佐藤厚潮君の再質問を許します。

○1番（佐藤厚潮君） 今、教育長のご答弁の中には、やはりゼロではないということで、潜在的にも、もしかしたらそういったことがあるのかもしれないし、もしかしたら表に出てこないところにもあるのかもしれない。ということは、そういうことも含めて考えていかなければいけないと私は思います。そのいじめや不登校の原因が直接中一ギャップという問題とは限りませんが、中一ギャップの解消ということも常に考えていかなければいけないと思います。その解消の方法にはいくつか考えられると思いますが、まず中学1年生になる前に、その子どもたちの例えば交流であるとか、そういったことなどや、それから文部科学省でも今現在模索し推進している小中連携ということもあると思います。子どもたち同士の交流又は学校の交流ということですね、交流事業、交流行事というのをやっている地域もあるというふうには聞いております。また当村では、小学校6年生が中学校に入る前に宿泊の研修を行っているというのもあるようですが、その効果についてはいかがでしょうか。また、先生方の人事交流もあるというふうにも聞きましたけれども、それについても、もし何か検証した結果があればお示しいただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

中一ギャップのことでありますが、議員がおっしゃっておられますように、このことを簡単にはとらえたくないというふうに思っております。深刻な、子どもたちが成長していく中の、あるいは今の学校制度がある中での問題というふうに考えております。一般的なことでございますが、中学校入学時に別世界に小学生が入っていく、そういうような感じを多分小学生は受けるというのが一番の中一ギャップの基になっているのではないかとこのように思っています。別世界になぜなるのかということにつきましては、議員もおっしゃいましたが、様々なことがあるわけですけれども、学習が小学校に比べて急に難しくなる、そういうふうを感じる、あるいは今まで担任制で毎日同じ先生を主に目の前にしてご指導いただいていたのが、教科担任制になって教科ごとに先生が替わるということもありますし、あるいは中学生にとって一番の関

心事であり、また魅力でもある部活動というのが始まります。始まった途端に大変良い影響も受けますが、また一方、先輩後輩という関係が急に小学生のときは変わって一層明確に出てきますので、そういうことによるストレスなども中学生にはあるというふうに言われていますし、私もそう感じています。また、西郷の場合には、五つの小学校からそれぞれ三つの中学校に行くわけですが、学校の置かれている状況がそれぞれ違います。特に西郷一中につきましては、三つの小学校から中学校に集まってまいりますので、友人関係が大きく変わります。そのようなこともありまして、中一ギャップ、全国的に言われているような状況、これが西郷にも状況としてはあるわけですので、深刻にこの対応をしてまいりたいと思っております。議員がおっしゃられました合同宿泊学習、このことを西郷村では平成17年から実施しておりますが、このことは様々な目的を持っているんですが、その大きな目的の一つが今申し上げました、いわゆる中一ギャップが少しでも起きないようにという、中学生に入る前から小学校、別の小学校の子どもたちと自然の家を家として、そして、そこで一緒に活動したり一緒にグループになったり、話し合いをしたり、仲良くなったり、生活を、あるいは学習をするというような状況をつくるということを目的にしておりますので、そういう意味の効果は何回かやってきて非常にあるのではないかとというふうに思っております。今後とも是非続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、この対応は合同宿泊学習は子どもたちの対応なんですが、PTAなど親の方の方々、保護者の方々の対応につきましても小学校、中学校の学校種別にかかわらず、議員さんが今ちょうど西白河の連Pの会長さんをしていただいておりますが、その学校種別にかかわらずPTAの活動をしていただくことも、その一つだと思えますし、地域挙げて子どもたちを育てていただくということも、そういうことだと思っております。西郷村では子どもの安全見守り隊や子ども宣言なども行わせていただいております。また、もう一つは、先生方のお話あったことですが、人事の交流を、これも実際していただいております。人事は、任命権者が県の教育委員会でありますので、村が自由にはできません。県の方でも、このようなことをよく考えていただきまして、小中学校の先生の交流を以前よりは積極的に行っていただいております。西郷村の中でも現実に校長先生、そしていわゆる学級を持つ先生方の小中学校の学校種別を越えた人事交流もしていただいております。そういう効果はそれぞれの学校の特色を理解するという意味で、その後の子どもたちの指導に大変役立っているというふうに認識しております。

○議長（高木信嘉君） 1番佐藤厚潮君。

○1番（佐藤厚潮君） 中一ギャップの解消ということで、子どもたちの交流、それから交流行事ということを行っているというのが分かりました。もちろん、それなりの効果を上げていることだと思います。そういうことに関して全国的には今、小学校、中学校、小中一貫教育というものを検討している自治体があります。明治以降、続けられている6・3・3の6年制、3年制という制度の教育から発達状況に合わせて小学校4年、それから3年、2年というふうに分けた、子どもたちの成長に合わせた教育

というのが検討されております。また、世界の統一の学力試験の首位に毎年出てくる国としてフィンランドという国がありますが、その国で行っている教育制度なんですが、そういった教育制度、小中一貫教育というのを検討している地域もあるというふうに聞きます。そのほかのメリットとしては、小学校で積み残した授業を中学校で補習ができるということであるとか、実際に成功例というのを聞いておりますが、この西郷村でもすぐにはそういうことが実現というのは難しいですけれども、検討というのも必要ではないかと思いますが、教育長のお考えをお示してください。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

小中一貫教育のことでのご質問をいただきました。この小中一貫教育というのは、なかなか実際には難しい案件でもあるんですが、小中連携ということ、小中一貫ということは、これからの教育の中で本気で考えていかなければならない案件だというふうに思っております。村でもそのことを今進めている部分もございます。一貫教育そのものになりますと、学校を建てる際の基本的な理念であるとか、人事のことで校長が一人で一貫しているとかが様々クリアしなければならない部分がございます。そのことは置いておきましても、今、学校制度、小中学校にございます6年制、3年制といういわゆる6・3制の学校制度、このことが本当にいいんだろうかという、そういう議論も多々出ております。そういう中にありまして、議員さんがおっしゃっておられるような、そういう意図、よく分かります。6・3ではなくて子どもの発達に合わせれば、例えばですが4・3・2とか、そういうような組み合わせでの学校制度どうだろうか、高校まで見通して4・4・4という学校制度どうだろうかとか、いろいろ今言われておりまして、実際新潟県とか宮崎県とか栃木県の宇都宮市とか、そういうところでは、このことを本気で考えて、なんとかしたいという研究をされているようがあります。本村の様子でございますが、村でも9年間を見通した小中学校の教育を是非ということで、もう数年かけて校長先生方とこのお話とこの取り組みをしてまいりました。先ほども申し上げましたが、学校の置かれている状況が少しずつ違います。例えばで申し上げますと、熊倉小、米小、羽太小学校は西郷一中という一つの中学校に行きます。それから小田倉小は西郷二中という一つの中学校に行きます。川谷中学校は川谷小学校から川谷中学校という一つの学校に行きますが、校舎も一つ屋根の下にございます。したがって、この連携一貫の仕方がしやすいところと、少し配慮して時間をかけなければならないところ等ありますので、そのことも踏まえたうえで校長先生方と連携、接続、そして一貫に向けた学校経営をどうすればいいのかを進めているところです。当然のことながら、川谷小学校では一番早くそのことができておりまして、PTAも一つ、学校行事も例えば運動会と一緒に、それから小学校の先生が中学校に行ってTTで組みで授業を担当する、中学校の英語や数学や音楽などは中学校の先生が小学校へ行って授業をする。そういうことが現実にもう進んでいます。そのほかの学校につきましては、それぞれの授業をお互いに見たりというようなことで少し温度差はありますが、連携、接続、一貫が進んでいるところでございますので、

ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 1番佐藤厚潮君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、15番大石雪雄君の一般質問を許します。15番大石雪雄君。

◇ 15番 大石雪雄君

1. 教育長の社会教育施政について

○ 15番（大石雪雄君） 15番、通告順に従いまして一般質問を始めます。

質問事項、質問要項とも教育長の社会教育に対する、どのような考えの下に行っているのか、その施政について最初にお伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えをいたします。

教育長としての社会教育施政について、どう考えているんですかというご質問でございます。非常に大きい質問なので、どのようにまとめてお答えできるか分かりませんが、私は、いつも申し上げておりますように、西郷村の教育を進めるに当たりましては、西郷村の教育基本計画というのを作っております。その基本計画の中で、可能性、関わり、生きがいを大切にしたい人づくりということを目指しておりますので、特に生涯学習、社会教育につきましては、それぞれが持っている可能性、みんなが持っています。この可能性をいろんなことに関わっていただいて、そして活動していただいて、そのことを通して達成感や生きがいを感じてほしいと、そのように願って生涯学習や社会教育と進めているというふうに思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君の再質問を許します。

○ 15番（大石雪雄君） 再質問をさせていただきます。

教育長は、大変難しい質問だと言われましたが、字を見ると大変施政ということで難しく考える点もありますけれども、これを国語辞書で訳しますと、教育の政治と教育の方針だと思うんですね。ですから、決して難しい話ではなくて、おのずからそれを柱として社会教育行政を進めるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） ご質問にお答えいたします。

教育の政治、つまり教育行政と、それから教育をどのように進めるか、その方向性、方針ですよということでお話をいただきまして勉強させていただいています。そのとおりだと考えております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○ 15番（大石雪雄君） 更に質問を続けます。

教育長は、昨今、教育長として更に教育長の座を議員の賛同をいただいて、ここに教育長が誕生しているということは私も自負しております。そういう中で、大変優秀な教育長でかなりの事業もなされていると、そういう中で教育長は、今ほど教育計画書の下で私は教育行政を進めているんだと、教育方針を持っているんだという中でお話がありました。そんな中でも関わりとか生きがいとか可能性を秘めて、そして、あらゆる事業をなされてきていると私も思っております。ですが一方では、教育長が村長に何をしたいんだというと、村長は黙って私が言うことには予算を付けてくれるんだということで、大変、村長自身も教育に深い関心を持たれているのかなと、そういう観点からいくと、西郷村の子どもさんは更に幸せ者だなと、そう思っております。

先ほど教育長は、基本計画の下にやっているんだという答弁でしたが、私は、その基本計画がよく勉強しておりませんので、私の手元にある西郷村第三次総合振興計画、更には西郷村の例規集の下の方針を決めているんだなということで理解しているわけです。そんな中で関わり、生きがい、可能性を主体としてきている中で、教育長がそれをどのような形で村民の生涯学習全体の方々、更にはどのような計画の下に事業として柱として興している事業があればお伝え願いたいなと、そのように思います。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 大石議員のご質問にお答えをいたします。どのようなことで施策をやっているのですかということでございますので、お答えをいたします。

先ほど申し上げました基本計画、大きく六つの柱で進めております。生涯学習、社会教育に関わることにいたしましたは、そのうち特に二つの柱、このことをお願いをしているところでございます。一つは生きがいと、先ほど申し上げました三つの中の生きがいなんです、生きがいと地域の教育力向上に役立つような生涯学習を推進していきたいということでございます。もう一つは、関わるということについてのことです。関わって、その喜び、関わる喜びを実感するスポーツや芸術、文化活動の継承と振興を図っていきたいということでございます。この2点を生涯学習、そして社会教育の中でも特に意識して立てている二つの柱でございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 15番、更に質問をいたします。

教育長の方から、六つの生涯学習課の目標として持っているんだという答弁がありました。生きがい、そして地域の教育向上、更には関わりということで、スポーツ、芸術、文化振興ということで、ただいまお話がありました。第三次振興計画を見ると、基本的な課題としての社会情勢という中で、確かに教育、自立と調和の人づくりということでスポーツと国際交流、自らが考えてつくるといことですか、スポーツの振興ということで載っております。なぜこのように教育長に対して質問をするんだという考えをお持ちの方もおられると思うんですが、私がこの会期を迎えるまでに4人の教育長の下で今の席を持っております。そんな中で、こんなに事業が毎年毎年新しい事業が起きてくるということは、まれにないやり手の教育長さんで、本当に自分の方針を形として表しているんだなという考え方と、この課にいる職員の人は大変だなという気持ちと二つあります。そんな中で切り碎いていきたいと思いますが、最近西の郷総合スポーツクラブが発足されました。その中に学童野球が入っております。そのときに、確かに西の郷総合スポーツクラブが発足される時には立場上、別な会で私も研修に行っていました。ですが、別サイドで見たスポーツ団体があります。スポーツ少年団のソフトスポーツ少年団であります。これは今、大変バッティングしているわけですが、教育長は、その関係所管との話し合いの場を設けてなかったような気がするんですが、それは教育長が基本計画とする関わり、生きがい、可能性に反するのではないかなと。過去の話ですが、ただ作って職員に預けたり、その囑託で、

その担当する人に預けっぱなしにしていたのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番大石雪雄君の一般質問に対する答弁を求めます。教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えをいたします。

西の郷スポーツクラブの学童野球のお話がありました。また、スポーツ少年団とのバッティング、内容的にしているのではないかと、その話し合いの場を作ったのか、（不規則発言あり）最初のときですか、そうですか、はい。その最初の段階で学童野球とスポーツ少年団、いわゆるソフトボールを含めた少年団との話し合いということになるのかと思いますが、その話し合いの場というのは、私が入ってやったということはありません。なぜなのかと申しますと、大石議員もご存じかと思いますが、西の郷スポーツクラブは、村のスポーツ振興の一翼を担っていただくということ、村民の健康増進を含めたスポーツ人口を増やすというようなことを含めていろいろな目的を持って作られましたが、自主的な運営をする団体でございますので、教育委員会がそこに入ってということは考えませんでしたので、学童野球が西の郷スポーツクラブの一つのスポーツ種目として立ち上がったということをごさいますして、そこでの直接関わりは持っておりませんでした。また、預けっぱなしでないかということにつきましても、今申し上げましたようなことをごさいますして、今一生懸命自主的に西の郷スポーツクラブが立ち上がり、会員もある程度の数を確保し、種目も増えてきて、それぞれの皆さんがそれぞれのキャッチフレーズのごとく、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに取り組めるということを目的にやっただいておられますので、そのような状況を有り難く見させていただいているところでございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質問を続けさせていただきます。

教育長の方から答弁をいただきました。スポーツは心と技を磨いて、身体を鍛える本当になくてはならないスポーツなんだなと、そのように思っております。心を磨く、技を磨く、身体を磨く、本当にスポーツやってそのように磨かれていくのかなといえ、今すぐには現れるものではなくて10年後、20年後、そして終身までスポーツを愛しながら、初めてそれが達成するのかなと私は思っております。今、教育長の答弁をいただいて、大変残念に私は思っております。教育長の事業というものは、すべて作るまでは一生懸命で、作ったらば放り投げなのかなと、それが教育長のいう基本施政の生きがい、関わり、可能性なんですか。私は残念です。決して西の郷スポーツ

クラブに学童野球が発足したことに対して、私は文句を言うわけでもなく、それを残念がってはおりません。いつでも、どこでも、誰とでもやれる、その西の郷スポーツクラブが発足したことに対して、併せて残念には思っておりません。ただ残念なのは、教育長があいさつをなささいという、何箇条か分からない、子どもたちにあいさつをなささい、更には親にあいさつをなささいと言っておきながら、将来バッティングしそであるスポーツ少年団との協議をなされていないと、それは私にはいささか教育長に疑問を持つものであります。では、なぜなんだという、私は別な会で、この西の郷スポーツクラブが出来る際に、もう既に出来ている地域の町村と生涯学習からの案内の下に私は行っております。そのときに、このスポーツクラブの発足は、指導者がいない、更には子どもさんが減ってきた。そういうスポーツを重点に行政が関わりを持って、そしてスポーツクラブを発足しているんだということを私は確認してきているわけでありまして。そういう観点の中で、そういうふうなお互いの意見交換してきた町村の中でのスポーツクラブの誕生とともにきているにもかかわらず、教育長の今ほどの答弁では、生きがいなんか考えられないと、私はそのように思います。じゃ、なんでこうバッティングしているのかなと申しますと、バッティングしてから騒いだんではもう遅いんですね。スポーツ少年団の本部の方に、今度は学童野球を作りたいんですけれども、作りたいんですけども、いずれソフトボールの方とバッティングする可能性があるから是非その関係指導者とともに話し合いがしたいんだと言われれば、誰しも入るのは、学童野球に入るのは子どもの勝手であり、子どもが好きだから入るんであって、そしてスポーツ少年団に入ってソフトボールをやるのも、それは子どもの選ぶ権利ですから何とも申し上げることもできません。でも、発足のときにある程度のけじめをつけておけば、私もこんな席上で話すこともないと私は思っております。本当に残念でなりません。

更に、教育長に質問をしたいんですが、行政は教育長の教育に対する政治というものは、教育長の方針というものは、できるまでは、行事ができるまでは一生懸命ですが、本当にその各団体にお任せしているのかどうか、すべての行事に対してお答え願いたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えいたします。

正直いってなかなか難しいお答えです。二つ大きくいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず、西の郷スポーツクラブが出来るに当たりましては、議員もご存じのとおり、何度か私もいろんな場で申し上げましたので、西郷村はスポーツが非常におかげさまで、皆さんのお力で盛んな村です。活躍も大いにさせていただいています。でも、よく見るとスポーツ人口がまだまだ増えていいのではないかと考えていました。そういう中にありまして、スポーツ人口がもっと増えて、そして、より多くの方がスポーツに取り組むという方策の一つが、国で提唱されていまして総合型地域スポーツクラブという制度でございました。前から体協を中心に、そして、その中にスポーツ

少年団、議員さんが本部長さんで本当にお世話になっておりまして、子どもたちお世話になっています。有り難く思っています。そういう活躍をしていただいております。そういう中にありまして、子どもたちも含めまして、どちらかというところと体育協会並びにスポーツ少年団の動きは、それぞれに技能を高めながらお世話になって、そして、いずれ、よその同じようにスポーツをやっている人たちとのスポーツを通じた交流、いわゆるそれは競技スポーツというふうに言っているんだと思いますが、そういうスポーツの方向で進んでこられたと、思っています。片や、そういうところには、なかなか毎日取り組んだり時間をいっぱいかけて取り組めないという人もいっぱいいて、そういう方にもスポーツを是非ということで考えているのが、いわゆる生涯スポーツ、いつでも、どこでも、だれでも、多種目でやりたいスポーツをということで作られた総合型地域スポーツというふうには、一応競技スポーツ、生涯スポーツと言われる一応の区別をされながら存在しているのかなというふうには思っています。そういう立ち上げ、大変村にとっても良いことだなというふうには思ってきました。そういう中で、立ち上がってからの勝負で、どんなスポーツが出来ていくのかは、それは自主的な運営をされる西の郷スポーツの皆さん方、会長さん以下お考えになりながら、生涯スポーツのスポーツ人口を増やす、種目も、こういうのだったら皆さんやりたがるんでないかということをしていろいろ新しくつくっていただいて、そして現にたくさんの方が集まってやっていると、思っています。そういうふうになっていく中で、しばらくの間は村の教育委員会、村も教育委員会も、その立ち上がった西の郷スポーツクラブに対しまして取り組みを見守り、できる範囲で応援をしていくということで応援もさせていただいているというふうには思っています。したがって、どんなスポーツが最初からできるのかということにつきましては、そのはっきり決まったものではなくて、後から出来てきました。パークゴルフなどもその一例ですが、今や本当にスポーツ人口としては西郷村特筆される活動をしたりしておられます。その他、ニュースポーツがたくさん生まれてきています。何でもそうだと思うんですが、いろんなスポーツをやっていく中で、最初はやっぱり人の数が限られていますから、いろいろなところで新しく出来たところに目が向いたり、いろいろするものですから、いろんなトラブル実際に起きたりしています。学校の部活動なんかと同じでございます。また、社会スポーツにおきましても、同じゴルフでありながらゴルフ、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフとか様々、同じゴルフといいながらもいろんな種目を皆さんが好んでやりたいものを作っておられます。したがって、そこで人の競合が起きるとするのは、これなんともやむを得ないことでもないかなというふうにも私は思っております。

それから、二つ目のお任せということでございますが、これも先ほど申し上げましたように、自主的な団体が一応立ち上がれば応援、支援は申し上げますが、できるだけ自主的な活動にさせていただき、それを見守っていくというのが一番教育委員会が取っていくべき姿勢でないかというふうには私は考えております。今回のことにつきましても、なぜそういうことについての関わりを持たないんだということで申されますと、

それは、ある意味で申し訳ないなという部分もございますが、今申し上げましたような趣旨で、できるだけ自主的にそういうことの運営をしていただき、自主的にお話し合いができればというふうに思っています。もし教育委員会が間に入れということであれば、いつでも教育委員会が間に入って、その関係の皆さんと一緒に、このようなことについてのお話し合いをさせていただきたいという覚悟も持っておりますので、付け加えまして答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 更に質問を続けさせていただきます。

本当に教育長は、きれいな答弁ですね。本当にきれいな答弁をなさっております。スピーカーを通して聞いた人は、ああ、そのとおりでわなと思っている人も多くいると思います。それでは、この総合型の西の郷スポーツクラブの事務局の籍は、どこにあるのか、お伺いしたいと思います。更にこの事務局の予算はどこで付けているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えをいたします。

事務局のお話が出ましたが、西の郷スポーツクラブの事務局は自主的団体でありますので、西の郷スポーツクラブの中で事務局長がいて、その仕事をしていただいていると認識しています。また、その事務並びに予算、そういうことにつきましては、これも自主的な団体でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、設立されましての当座でございますので、村からも補助を入れさせていただいて行っているという状況でございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 教育長、村から事務局に予算が行っていて、教育長は、私は関係ないんだという答弁はいささか失礼じゃないですか。そういう考えの下にすべての事業をやっているんですか、教育長。私は残念でなりません。私は、あえてこの席で申し上げるまでもなく、スポーツ少年団の本部長は教育長か村長がやるべきものであって、生涯学習課の体育振興係が事務局を持っているのが、あらゆる市町村のやり方です。それこそスポーツ少年団と教育長は、この西の郷スポーツクラブが同じように考えているんじゃないんですか。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団のお話が出ましたので、私なりに分かっている範囲で申し上げます。スポーツ少年団の本部長さんは大石議員がなさっておられまして、先ほど申し上げましたように、大変お世話になっておりまして本当に感謝を申し上げます。スポーツ少年団も体育協会の中に所属しておられると思います。そういう中にありまして、体育協会全体の事務局を教育委員会の生涯学習課で担わせていただいていると認識しております。そういう流れの中で、この西の郷スポーツクラブにつきましては、これは予算会計含めまして、経営を含めまして自主的に運営するということが全国の総合

型地域スポーツクラブの方々のやり方でございますので、できるだけ自主的にやっていただく。私たちはできることは、補助金とかそういうのは別にしまして、なるだけ見守っていくという姿勢が大事なのではないかということで先程来申し上げていることをごさしまして、関係がないと、そういうことではございませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 教育長、教育長が申されるとおり、事務局はその関係団体が持つのが正当だということが、いつの時期にそのような方向に向いたのか、教育長から答弁をお願いいたします。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えいたします。

西の郷スポーツクラブが設立するに当たりまして、何にもないところから村に生まれましたので、そのスタートに当たりましては、教育委員会が最初に関わったと思います。その後、設立は昨年2月にされましたが、そこからは、できればすべてにわたって事務局は西の郷スポーツクラブの中でということ自主的というふうにより三申し上げてきていることでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 私の質問の内容が悪かったのかなど。教育長が、どうしても、西の郷の質問で入っているので、今ほどは西の郷スポーツクラブに対してのことで答弁しましたが、各団体が事務局を単独で持つようになったのは、どういう理由で単独の事務局を持つようになったのか。そして、いつ頃なったのか、教育長にお尋ねいたします。いつ頃からなったのか、お伺いしたいと思っております。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） 暫時休議いたします。

（午後4時04分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午後4時04分）

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えいたします。

答えがうまくできませんで申し訳ございません。各団体と申されましたが、スポーツ関係の各団体を申されているのだなということの前提で申し上げます。体育協会、先ほど申し上げましたが、西の郷のほかに大きな競技スポーツを束ねる団体として体育協会がございます。その中に各単会と呼ばれている団体がございます。この各単会の事務局は、教育委員会の方で直接的には事務局を行っておりません。束ねた体育協会の事務局は教育委員会ですべてをさせていただいております。また、いつからそうなんだというのは申し訳ありませんが、詳しく何年ということにはちょっと私、今ここでは把握しておりませんので、申し訳ありませんが（不規則発言あり）申し訳ありませんが、

各団体に置いていない、今現在置いていないので（不規則発言あり）はい、申し訳ありません。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 今ほど教育長の方に、教育長が何度も団の運営は自主的に事務局をお任せしているんだという答弁なものですから、私は、じゃ、なぜそういうふうになったんだということで教育長にお伺いいたしました。そうしたら、教育長は答弁はできない、それは長年の長い歴史の中ですから分からないと思いますが、会議録を見れば分かる一つなであります。歴史は会議録に書いてあります。というのは、第一次行政改革の下で、事務局は各団に置きなさいと、各単体に置きなさいということですね。ですから、それはスポーツ少年団が発足した24～25年前であります。ですから、本来ですとスポーツ少年団は教育長が、村長が本部長をやるべきものが、このような任意団体としての本部長がなっているわけであります。ですから、教育長は自慢げに西の郷スポーツクラブは自主的にやらせているんだと、そして、予算は行政が出しているんだと、その職員に対する給料は出しているんだと言いながら、自主性のある団体だから私は口出しをしないんだということで、いささか私は不可解に思っております。最初に述べた関わりありますよね、同じような子どもたちがスポーツやっているんですから。更に生きがい、子どもたちは今回初めて日本ハムの矢貫選手が登板して負け投手にはなったけれども、スポーツ少年団の一員だった彼が一つの夢を与えてくれた、これが、ただ教育長の言う基本的な一つの生きがいなのかと、それがために関わりも持てるのかなというところに私は教育長の姿勢が間違いないなと思えるのであります。西郷村例規集の中に、社会教育の仕事が載っております。その中に、国際交流、更にはスポーツ振興、それこそ数多い庶務的な仕事載っております。これを教育長は一つひとつ、その自分の柱であるものを心にしてやれば、その言葉で逃げるといっては大変失礼かもしれませんが、私は逃げているのかなと思うんですよね。もう出来ちゃったんだと、出来ちゃったものに私は口出しはできないんだと、私も口出しはしません。学童野球の指導者だって一生懸命やっています。それがために子どもたちも生きがいを感じています。そして、それがために関わり合いも持っています。ですから、学童野球が出来たから私は、その憎しみに変わっているわけではありません。私がスポーツ少年団に関わっているから学童野球を憎んでいるわけではありません。教育長たる地位の方が、出来る前になぜ一言お互いに話し合いの下に話し合いの席を設けていただけなかったのかということに大変残念であります。というのは、いつでも、どこでも、だれとでもということで、私は子どもたちが学童野球に入ってスポ少に入らないということも選択肢の一つだから大いに頑張ってくれと、大いに汗を流してくれと私は思っております。その他の西の郷スポーツクラブに入っている生涯学習のために入っている方々にも、大いに歓迎して、生涯スポーツに楽しんでいただきたいという気持ちは人一倍抱いております。ですが、私は今、スポーツ少年団は20単団があります。その中にソフトボールのチームが5つあります。じゃあ、この5つのチームはどうして発足されたか、教育長ご存じですか。言っても歴史

がものを言うので教育長は答弁に困ると思うので、あえてこの場を借りて申し上げたいと思います。以前は、学校でソフトボールとバスケットボールで大会を開いていました。ですが、学校行事が多くて、それをスポーツ少年団として日本少年スポーツ団として登録をしたわけでありまして。それ以前は、大変西郷村も通行量が多くて遊ぶ場所がないということで、協議会をつくってやってきた経緯があるわけでありまして。出来た経緯を申し上げても教育長の考え方では、この場で何度同じような質問をしても棒にもならないということで、私は残念でありますけれども、あくまでも教育長は、皆スポーツを愛する子どもたちのために精一杯私も努力してみますからという言葉が出るのかなと思ったら、私には関係ありませんよと。本当に質問したのがなんだったのかなと、残念でなりません。あえて今後は、いつでも、どこでも、だれでもじゃなくて、そうしますとスポーツ少年団に入っている子どもさんの親が、なんか学童野球の方が楽みたいとか、例えばですけどね、途中でやめられちゃったり、いろいろする方向性も見えるわけですよね。ですから、できるときに、いつでも、どこでも、だれとでもなくて、学童野球は何月まで募集すると、入っていただくと。途中で入れられると身もふたもなくなっちゃうんですね、教育長。でも教育長に言ったって、私には関係ありませんよと言われるんですから、だれに言ったらいいか分かりませんので、耳にだけしておいてほしいなど、そのように思っております。

更に、教育長あれですよ、今回条例にもあるように、国際交流で蕪県に行きますよね。蕪県に行くんですか。

○議長（高木信嘉君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えいたします。

言葉が足らなかつたり伝わらない言葉を使っていてご理解いただけなかつたり、申し訳ありません。私は関係ないとは思っておりません。私は西の郷スポーツクラブの設立のときにも関わりましたし、スポ少にも大変お世話になっておりまして、どちらも、しかも子どもたちがその中にいるわけですから、本当に有り難く思っています。この学童野球が出来たときに私も関わればよかったかもしれません。しかし、私は、その（不規則発言あり）大石議員さんのご質問なので、私はあえて申し上げているつもりなんです、それで西の郷スポーツクラブの中には、11の定期的に行うスポーツ活動並びに不定期に行う活動等ございます。このどれにも私、直接的にどういふスポーツを始めます、どういふふうに、じゃしてくださいとかということはなく、自主的団体の活動をお願いをしてきた経緯でございます。また、学童野球も西の郷スポーツクラブではございますが、スポ少の一員としまして対外の交流などには出ているスポーツ少年団の一員でもございますので、先程来申し上げておりますようなことでございます。（不規則発言あり）

次に、中国の件でございますが、今年度も蕪県に子どもたちを派遣をするという計画でございます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君。

○15番（大石雪雄君） 教育長ね、今、学校以外の大会に出るのはスポーツ少年団の判

子がないと出れないんですね。スポーツ少年団が窓口になって初めて学校外の大会というのがスポーツ少年団として、メンバーとして出ていることであって、ぶり返して私は関係ありませんということは、予算を教育の政治をやっている方が、私をもっと関わらなきゃならなかったんじゃないかとか、そういうことを再度言わないでください。当たり前のことでしょう、だって。どんなちっぽけなことだって予算を執行している以上は、教育長は、どういうふうな流れにいつているかくらいは把握しなきゃならないんですよ。民主党の仕分けだったらカットされますよ、そんなこと言っていたら。だから、もうそれはいいですから、教育長は、今度はラジオ体操だと、ラジオ体操が終わったらラジオ体操記念行事つくるんですか、今度は。のど自慢が終われば、のど自慢記念行事をつくるんですか、そういうのも一切教育長は関係ないんですか。予算は出すけど私は口出ししませんですか。じゃ、教育委員会は、なんで何回も何回もミーティングしているんですか、夜遅くまで。私は国際交流の方に切り替えつつもりですが、これで質疑を終わります。大変失礼しました。質問を終わります。

○議長（高木信嘉君） 答弁はいいんですか。

教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番大石議員のご質問にお答えをいたします。

いろいろご質問いただきましたが、議員にご納得いただける答弁ができないこともありまして申し訳なく思っております。スポーツの振興に今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 15番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎休会の議決

○議長（高木信嘉君） ここでおはかりをいたします。

一般質問は今日と明日の2日間となっておりますが、本定例会に予定されました一般質問は全部終了いたしました。

よって、明日は休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

よって、明日は休会と決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（高木信嘉君） 本日は、これで散会いたします。

（午後4時20分）